久喜市都市計画
マスタープラン



久喜市都市計画マスタープラン

目　　次

序　章　マスタープランの概要 ―― 1

1　マスタープランの背景と目的 ―― 2

2　マスタープランの位置づけ ―― 3

3　市民がつくるマスタープラン ―― 4

第１章　都市の現況と課題 ―― 5

１．１　都市の概況 ―― 6

１．２　都市づくりの課題 ―― 9

１．２－１　土地利用の課題 ―― 10

１．２－２　交通体系の課題 ―― 13

１．２－３　緑・水・景観の課題 ―― 16

１．２－４　防災・その他の課題 ―― 19

１．３　ＳＷＯＴ分析による課題 ―― 21

第２章　都市づくりの方針（全体構想） ―― 25

２．１　将来の都市像 ―― 26

２．２　都市づくりの基本方針 ―― 31

２．２－１　住と職が織りなす活力創造都市 ―― 32

２．２－２　地域の魅力を高める交流推進都市 ―― 36

２．２－３　ゆとりと潤いあふれる環境共生都市 ―― 40

２．２－４　人に優しい安心定住都市 ―― 45

第３章　地区まちづくりの方針（地区別構想） ―― 49

３．１　地区区分の設定 ―― 50

３．２　地区別の整備方針 ―― 51

久喜地区の整備方針 ―― 52

菖蒲地区の整備方針 ―― 56

栗橋地区の整備方針 ―― 60

鷲宮地区の整備方針 ―― 64

第４章　実現に向けて ―― 69

資料編 ―― 73

1　都市計画マスタープランの策定体制 ―― 74

2　策定経過 ―― 77

3　用語解説 ―― 78

マスタープランにおける整備方針等の語尾表現は下表の基準にしたがい記載しました。

◆整備方針等の記述における語尾表現

整備内容の性格	実施主体	
	久喜市	市民、民間企業、国県等
○具体的に実施する事業や施策	…推進します。	…促進します。
○実施に向けて調整すべき取組み	…図ります。	…促進します。
○実現可能性を検討すべき取組み	…努めます。	…促進します。
○行政と民間等による協働の取組み	…取り組みます。	

序　章

マスタープランの概要

序章　マスタープランの概要

1　マスタープランの背景と目的

本市は、平成 22 年３月に久喜市、菖蒲町、栗橋町、鷲宮町の合併により誕生しました。

久喜市都市計画マスタープラン（以下、「マスタープラン」という。）は、新市合併の効果を都市づくりに展開すべく、まちづくりの主役である市民の参加を基本として策定します。

このマスタープランは、各地区においてこれまで取り組んできた都市づくりを継承しつつ、新市建設の一体的な枠組みにおいて取り組むべき新たな将来像と都市づくりの基本的な方針（全体構想）及び地区まちづくりの基本的な方針（地区別構想）を定め、平成 44 年度（西暦 2032 年）までの今後 20 年間にわたる各種都市計画事業並びにまちづくり関連施策の指針とするものです。

（新市基本計画について）

新市基本計画は、新久喜市の均衡ある発展を図るため、住民意向調査やまちづくり懇話会の提言などを踏まえて、久喜市・菖蒲町・栗橋町・鷲宮町合併協議会において策定されました。

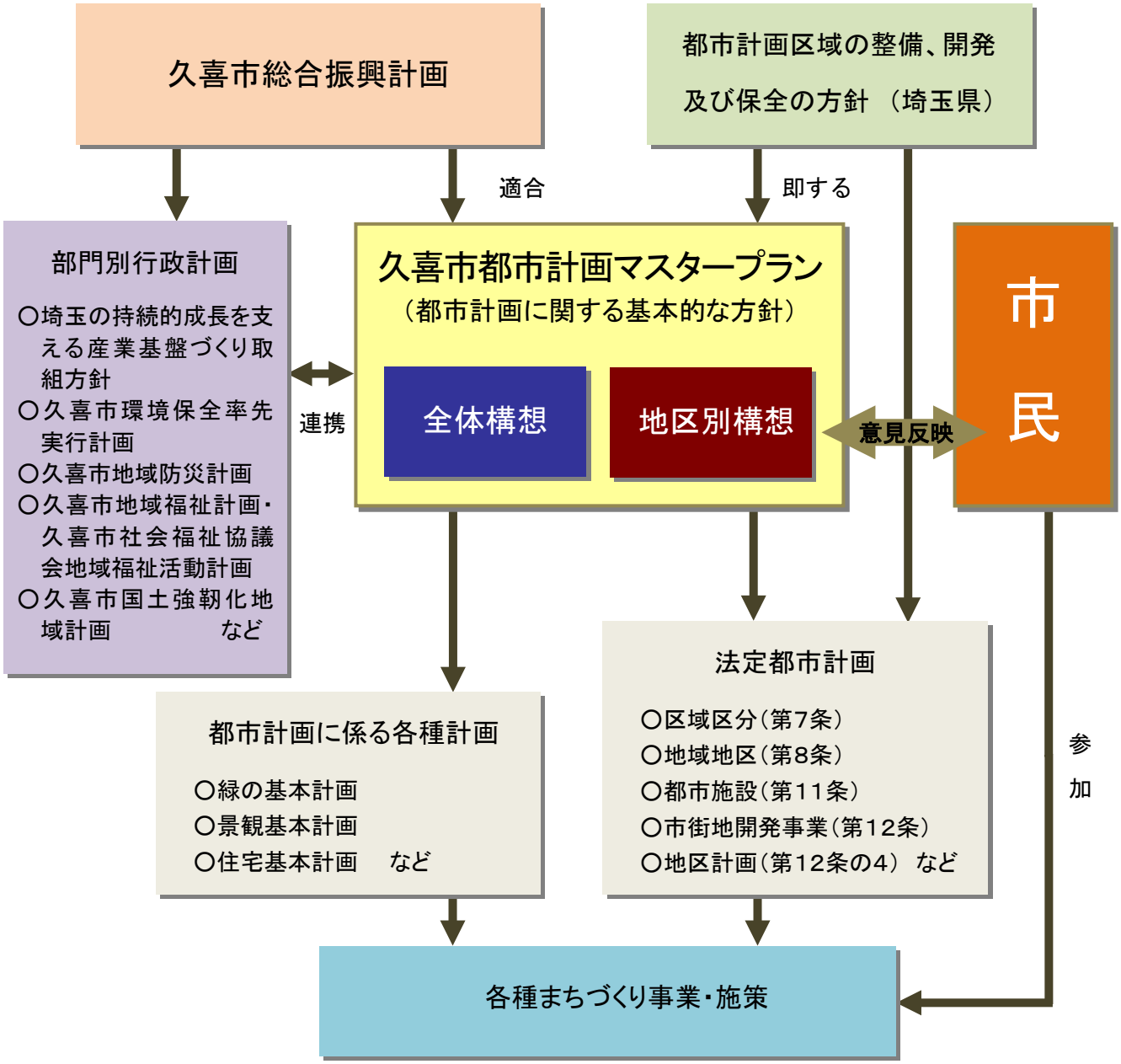
このマスタープランは、新市基本計画を参考に、これまでのまちづくりの経緯を踏まえつつ、各市町が作成した計画のバランスをとりながら都市づくりの基本方針を定めました。

2 マスタープランの位置づけ

都市計画マスタープランとは、都市計画法第１８条の２の規定に従って定める「市町村の都市計画に関する基本的な方針」のことです。すなわち、将来目指すべき都市の姿を展望し、それを実現するための土地利用や都市施設の位置づけと配置等の総合的な指針となるものであり、各種の都市計画は、このマスタープランに即して定めるものとなります。

また、マスタープランは市民参加を拠りどころとして定めるものであり、計画の策定過程において市民の意見を反映することとされています。このため、計画に定められた方針を実現するために必要な各種まちづくり事業・施策の推進にあたっては、市民の理解と協力のもとで進めていくことが期待されます。

（マスタープランの位置づけ）



3 市民がつくるマスタープラン

マスタープランの策定にあたっては、「久喜市都市計画マスタープラン策定委員会」を設置し、マスタープランの全体構想に関わる提言のほか、部門別に分かれての共同作業によるＳＷＯＴ分析（「第１章／１.３　ＳＷＯＴ分析による課題」参照）や、東京理科大学生との意見交換を踏まえた全体構想の検討などを行いました。

また、マスタープランの地区別構想については、地区別構想を構成する４地区（久喜・菖蒲・栗橋・鷲宮）別に「まちづくりワークショップ」を開催し、市民の皆さんによる地区別まちづくり提言を取りまとめました。

（市民提言をマスタープランに反映する仕組み）

市民参加

○市民の提言を都市づくりの計画に反映する
○４地区が一体となった都市づくりの将来構想を確立する
○市民と行政による協働のまちづくりを目指す

都市づくりの提言
（策定委員会の役割）

１．将来都市像の提言
２．分野別の提言
（①土地利用、②道路・交通
③公園・緑地、④都市防災ほか）



〔提言をもとに構想をまとめます〕

提案
報告

地区別まちづくりの提言
（ワークショップの役割）

１．現状と課題の整理
２．まちづくりテーマの設定
３．地区別まちづくりの提言



〔提言をもとに構想をまとめます〕

【久喜市都市計画マスタープラン】

全体構想

◆将来の都市像
◆都市づくりの基本方針

反映
整合

地区別構想
（久喜・菖蒲・栗橋・鷲宮）

◆まちづくりの目標
◆地区整備の方針

第 1 章

都市の現況と課題

第１章　都市の現況と課題

１．１　都市の概況

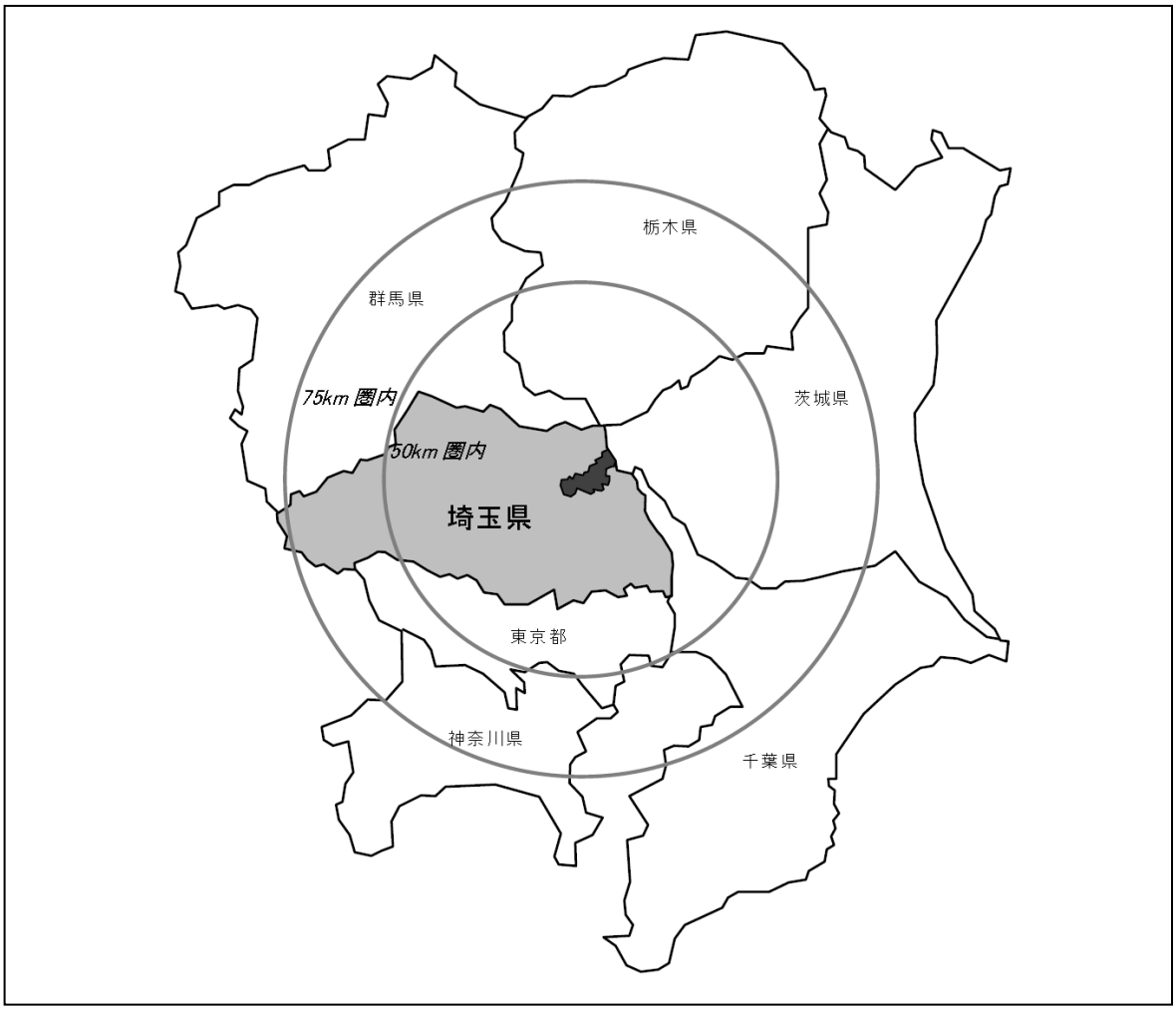
（１）位置と地勢

本市は、埼玉県の東北部にあり、都心まで 50km 圏内にあります。東は幸手市及び茨城県五霞町、南は杉戸町、宮代町、白岡市及び蓮田市、西は鴻巣市及び桶川市、北は加須市及び茨城県古河市にそれぞれ接しています。

面積は 82.41km^2、市域は東西約 15.6km、南北約 13.2km、市域全体がほぼ平坦な地形となっています。

気候は、夏は高温多湿、冬は低温乾燥で、内陸性の太平洋側気候に属しています。平均気温は 14.9℃、年間平均降水量は 1,321.4mm です。（1991～2020 年、熊谷地方気象台久喜観測所）

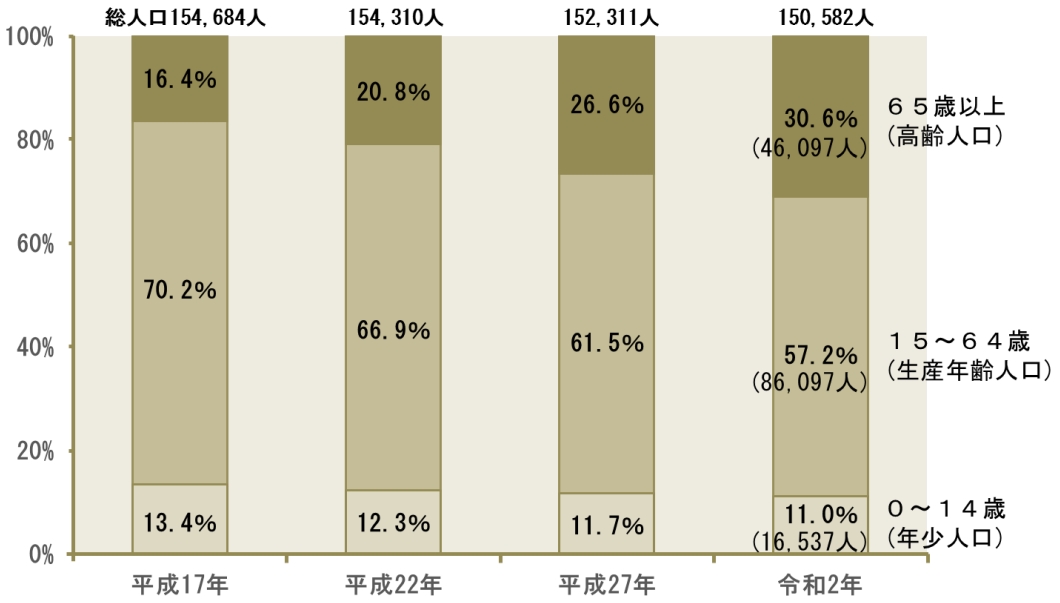
■久喜市の位置



（２）人口の推移

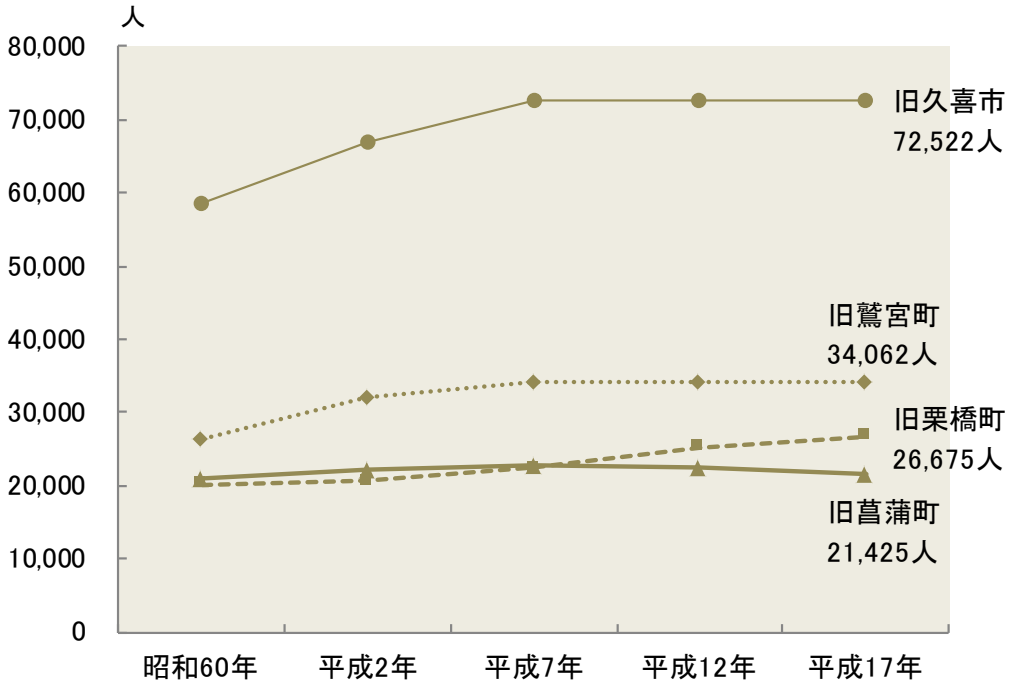
人口（令和２年国勢調査）は 150,582 人であり、県内 63 市町村中第 11 番目の人口規模を有しています。年齢別の構成をみると、年少人口（14 歳以下）は 16,537 人（総人口の 11.0%）、高齢人口（65 歳以上）は 46,097 人（総人口の 30.6%）となっています。また、平成 17 年と比較して、年少人口は 2.4 ポイント減少、高齢人口は 14.2 ポイント増加しており、少子高齢化の傾向が顕著となっています。

■年齢別人口構成の推移



資料：国勢調査

■旧市町別人口の推移



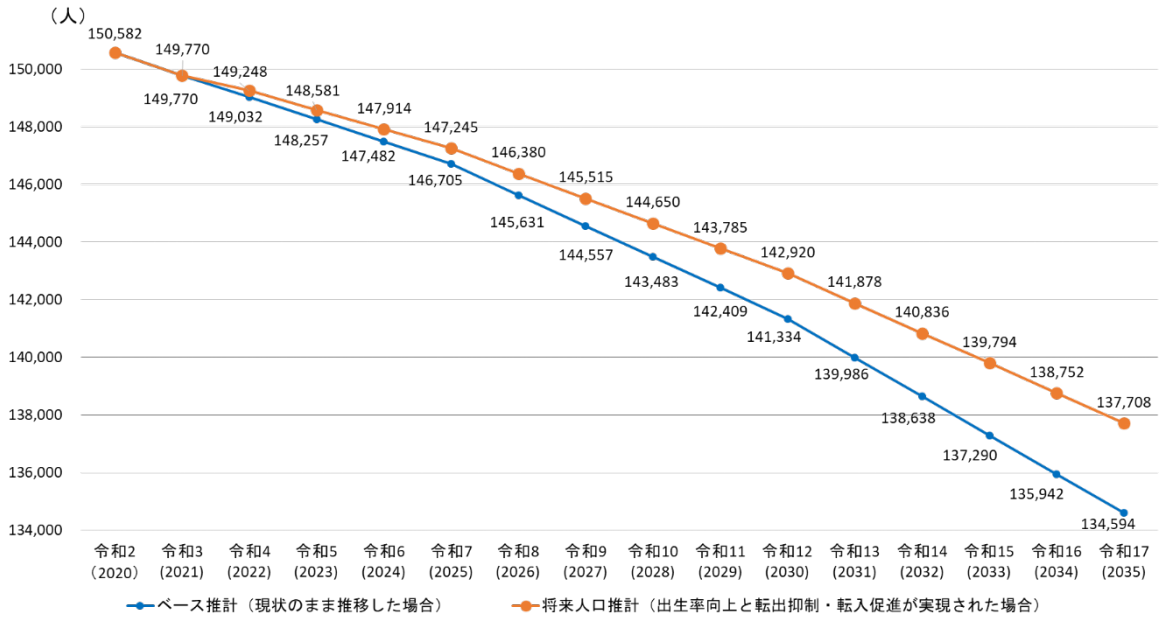
資料：国勢調査

本市の総人口は今後、微減傾向で推移することが想定されます。また年齢別に見ると、年少人口は減少傾向で推移し、高齢者人口は大幅な増加傾向で推移することが想定されます。

上記の推計結果を踏まえ、本マスタープランの目標年次である平成 44 年度までには、さらにこの傾向が続くものと考えられます。

このため本市では、人口の定着に向けた定住の促進や、高齢社会に対応した安全で快適な人に優しい都市づくりが求められています。

■将来人口の推計



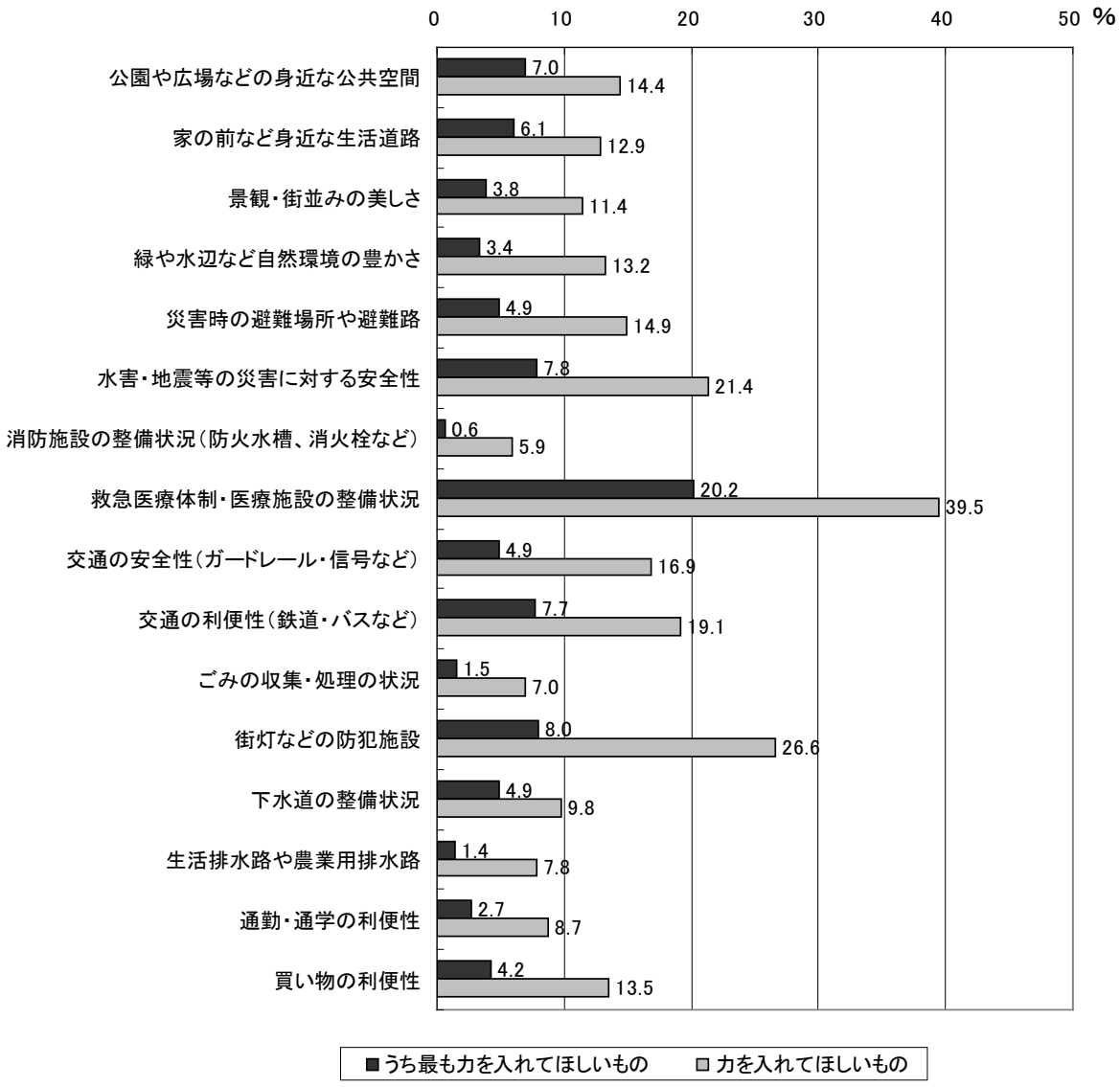
資料：久喜市総合振興計画

1．2　都市づくりの課題

本市の都市づくりに対する市民意識をみると、医療面の充実、災害に対する安全性、防犯施設の充実、交通機関の整備、身近な道路や公園の整備などが、都市づくりにおいて充実してほしいもの、力を入れてほしいものとして指摘されています。

このような市民意識に基づき、本マスタープランでは都市づくりの基本である「土地利用」をはじめ「交通体系」、「緑・水・景観」、「防災・その他」の以上４項目について課題を整理します。

■都市づくりで力を入れるべきこと（市民意識）



資料：久喜市総合振興計画策定のための市民意識調査（平成 22 年 12 月）より作成

2-1 土地利用の課題

（１）住宅系土地利用

市内には、土地区画整理事業などにより計画的な土地利用が行われている住宅団地や、古くからの既成市街地、農村部の集落など、様々な住宅地が形成されています。土地区画整理地区内においては住宅地として利用されない空き地等の存在、既成市街地においては建築物の密集、農村部においては一部農地での宅地化が進んでいることが問題となっています。

市民意識調査をみると、市内には良好な居住環境が確保されていると考えている市民の割合は比較的高くなっています。これからのまちづくりに対して、高層建築物の高さなどの計画的な制限について市民の関心が高くなっており、土地利用や建築物の適切な規制・誘導が必要となっています。

（２）商業系土地利用

市内の商業地としては、鉄道駅を中心とした既存の商業地がある一方で、近年は幹線道路沿いに多くの大規模商業施設が立地しています。自動車の普及とともに、アクセスが便利な郊外の幹線道路沿いで大規模な商業集積が進み、駅前などの中心部から郊外部への立地傾向が続いています。

このため、駅前などの商業地では空き店舗が目立つなど商業活動が低迷していることから、ニーズの変化やライフスタイルの多様化等を踏まえつつ、公共交通機関や徒歩等によるアクセスの利便性に視点を置いた魅力ある中心地として既存の商業地を再生していく必要があります。

また、菖蒲北部地区及び鷲宮南部地区における新たな商業流通拠点の立地は、旧町単位で誘致促進されてきたものが、現時点において新たな商圏構造を形成しているものとみられます。これら商圏が都市に及ぼす影響や旧来からの商店街との機能分担等を踏まえ、本市の一体的な都市構造のもとに計画的な土地利用が求められます。

（３）工業・流通系土地利用

市内の工業地としては、久喜菖蒲工業団地、清久工業団地、鷲宮産業団地等の工業団地のほか、菖蒲北部地区や菖蒲南部産業団地などの産業拠点があげられます。これらの産業拠点では交通条件の良さから、製造業・流通業を中心とした企業が立地しています。また、首都圏中央連絡自動車道（以下、「圏央道」という。）の県内全線開通に伴い、本市は首都圏でも有数の交通の要衝となっており、本市への企業立地の需要はますます高まっています。そのため、新たな雇用の創出や地域の活性化に向け、田園環境と調和した産業基盤づくりを促進するとともに、企業の誘致を推進する必要があります。

一方で、インターチェンジ周辺に資材置場や残土置場などの乱立や乱開発が懸念されるため、道路や下水道などの都市施設を適切に配備し、景観等への配慮や周囲の住環境との調和を図り、産業にとって魅力ある立地環境を確保する必要があります。

【参考】都市計画法に基づく区域区分および用途地域

久喜市の都市計画区域は、市街化区域と市街化調整区域に区分されています。（線引きといいます）

市街化区域は、優先的かつ計画的に市街化を進める区域であり、用途地域が指定され、住居系、商業系、工業系の土地の使い方が決められています。

市街化調整区域は、市街化を抑制する区域として開発行為は原則として制限されます。市域の約 24%が市街化区域、約 76%が市街化調整区域となっています。

（４）農業系土地利用

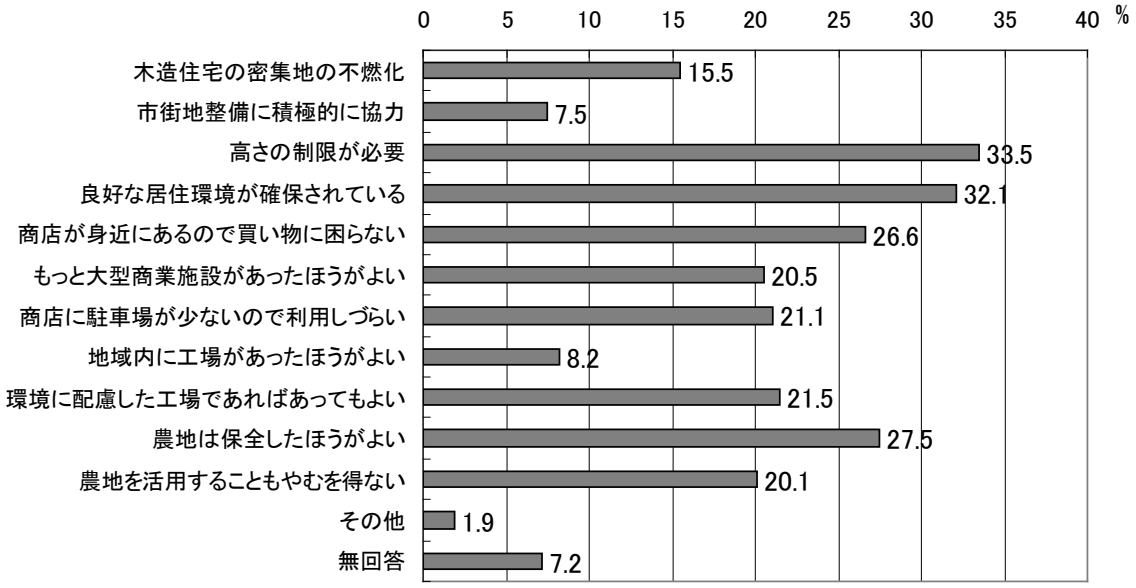
市内の農業は、稲作を中心に果樹・施設野菜などとの組み合わせによる複合経営が中心であり、特に、果樹・施設野菜については都市近郊の立地条件を活かし、直売所等を通して消費者に新鮮な農産物を供給しています。また、農地は都市の緑地空間を確保するうえで重要な役割を果たしており、健全な都市環境を創出・維持していくためにも、農地の持つ多面的な機能に着目し、その保全に努めていく必要があります。

市民意識調査をみると、農地は保全したほうがよいと考えている市民の割合は比較的高くなっています。近年、都市化が進む中で、農家数、農地面積ともに減少傾向にありますが、農業に対する市民の関心や参加意欲も高まりつつあり、市民参加による農地の活用・保全も求められます。

【参考】農用地区域の状況

市街化調整区域内では農業振興地域内に農用地区域を定めています。農用地区域とは、将来にわたり農業上の利用を確保すべき土地の区域であり、農業以外の利用を制限しています。

■居住地域の土地利用に対する市民意識

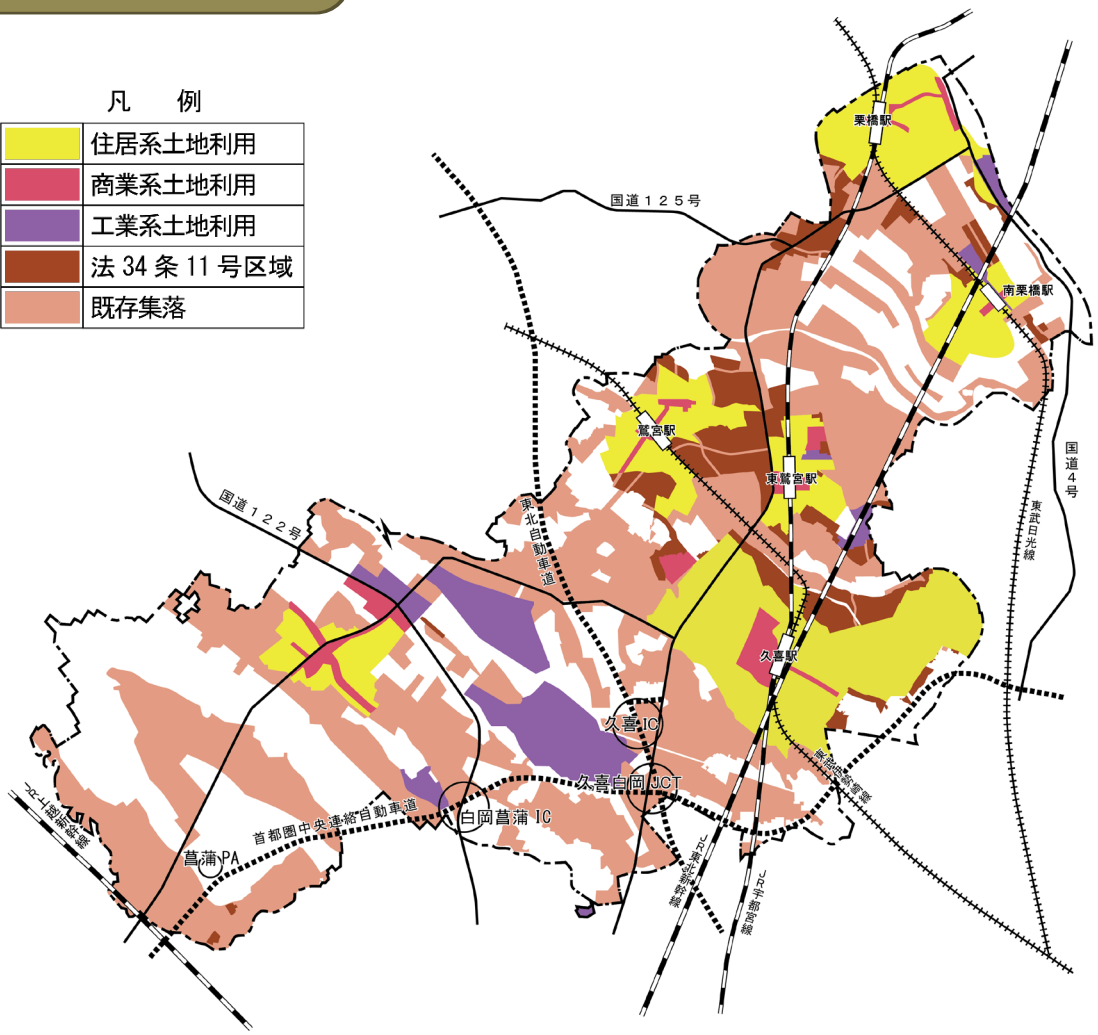


資料：久喜市総合振興計画策定のための市民意識調査（平成 22 年 12 月）より作成

土地利用の現況と課題

凡　例

	住居系土地利用
	商業系土地利用
	工業系土地利用
	法 34 条 11 号区域
	既存集落



2-2 交通体系の課題

（１）公共交通

本市は、ＪＲ宇都宮線と東武伊勢崎線等が乗り入れる久喜駅、ＪＲ宇都宮線と東武日光線が乗り入れる栗橋駅、ＪＲ宇都宮線の東鷲宮駅、東武伊勢崎線の鷲宮駅及び東武日光線の南栗橋駅があり、良好な鉄道利便性を備えています。久喜市内の各駅は、市民だけでなく周辺市町からの利用者も多く、交通の拠点として利便性を確保していく必要があります。

市内のバス路線としては、久喜駅を起点とした路線（久喜駅西口～菖蒲仲橋、久喜駅東口～青葉団地）、東鷲宮駅を起点とした路線（東鷲宮駅西口～豊野コミュニティセンター）、菖蒲車庫を起点とした路線（菖蒲車庫～桶川駅東口、菖蒲車庫～蓮田駅西口）などが運行されており、これらの路線の維持・充実が求められます。

このほか、本市では、公共施設等への交通手段を確保し、市民の生活利便性を高めるため、市内循環バスやデマンド交通（くきまる）、くきふれあいタクシー（補助タク）を運行しています。

（２）道路体系

本市は、国道４号、122 号、主要地方道さいたま栗橋線等の幹線道路が南北方向に縦断しています。また、高速道路については、東北縦貫自動車道（以下、「東北道」という。）の久喜インターチェンジ及び圏央道の白岡菖蒲インターチェンジが設置されているほか、東北道と圏央道が久喜白岡ジャンクションで接続しており、広域的な交通体系に恵まれています。

今後は、都市間移動を円滑にする広域道路ネットワークを形成するため、スマートインターチェンジの設置を推進するとともに、移動時間の短縮に大きな効果のある国道や主要地方道などの幹線道路を重点的に整備し、日常生活や社会経済活動を支える円滑な道路交通を確保することが課題となっています。また、都市計画道路の整備率が地区別に異なる実情を踏まえた都市計画道路の見直しの実施、市街地における渋滞解消に向けた交差点の改良などが課題となっています。

また、自転車利用者が増加する一方、安全に走れる空間が不足しているとの市民の意見も多く、住宅地や駅周辺などにおける歩行者通行のための道路の充実とともに、自転車通行のための道路の整備などによる道路の安全性・快適性の確保が必要となっています。

■都市計画道路整備率

年	計画延長(m)	整備済延長(m)	整備率(%)
平成30年	108,425	70,055	64,61
令和元年	108,425	70,055	64,61
令和2年	108,425	70,855	65,35

資料:都市計画現況調査

（３）超高齢社会にふさわしい交通環境

本市の総人口に占める高齢者人口の割合は 30.6%（令和 2 年）であり、高齢化率が 21%を超える超高齢社会となっています。

超高齢社会にふさわしい移動手段を確保するために、公共交通の一層の充実が課題となります。現在、本市では、市内循環バスやデマンド交通（くきまる）、くきふれあいタクシー（補助タク）を運行していますが、利便性の向上や市内の交通不便地区の改善を図るため、路線や便数の再編などが課題となっています。

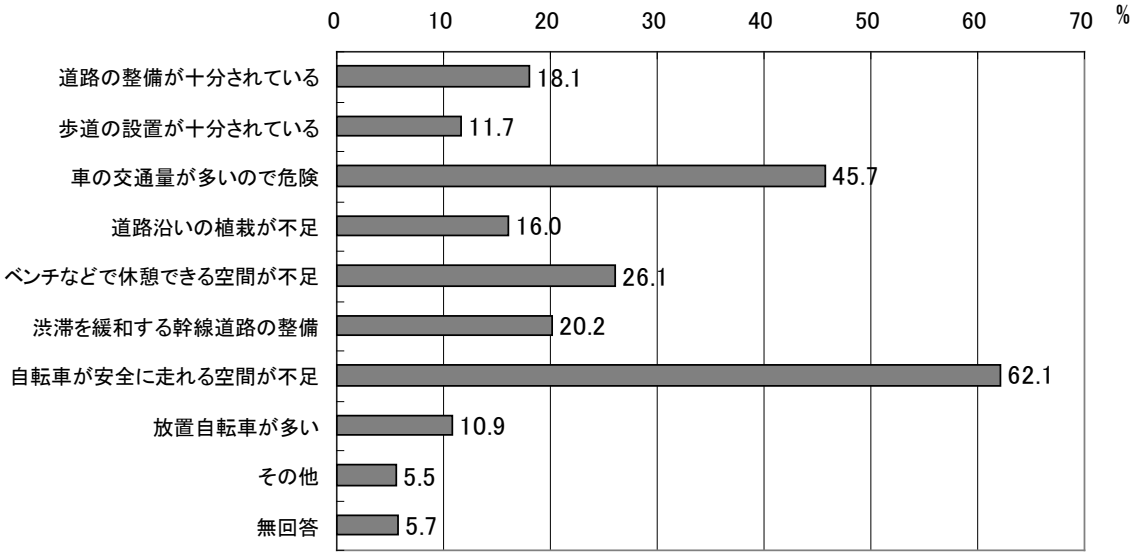
また、身近な生活道路の整備、交通機関の整備、バリアフリー化を含めた駅周辺環境の整備など、交通環境に対する市民の要望が高まっており、その充実に向けてさらに取り組んでいく必要があります。

（４）地域資源を活かした観光交流

本市の地域資源でもある花や伝統文化、史跡等の観光資源の整備・保全及びそれらのネットワーク化を図ることにより、個性と魅力にあふれた観光事業を展開していくことが課題となっています。

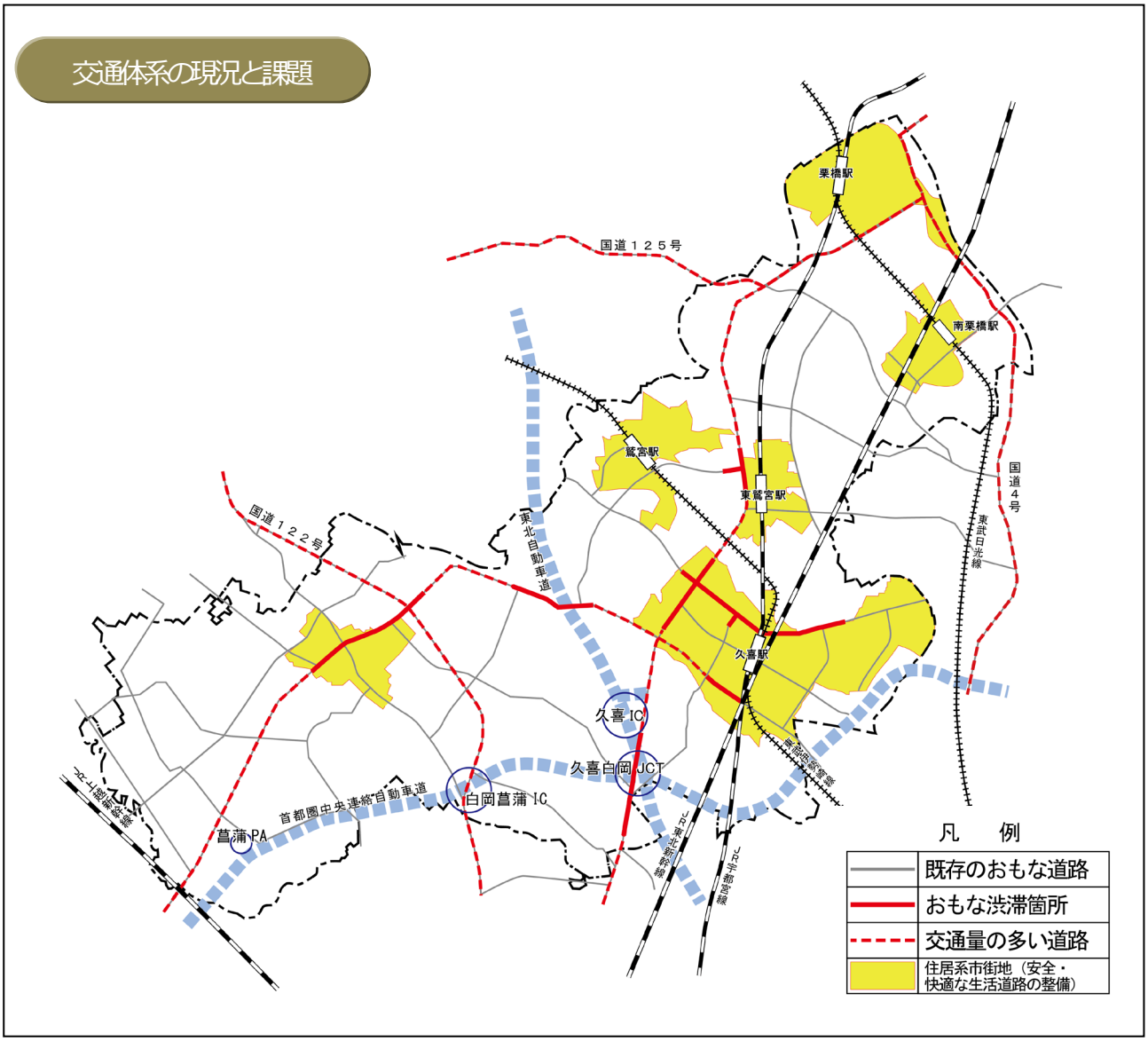
菖蒲地区には、圏央道の休憩施設（パーキングエリア）が設置されています。今後は、一般道利用者や地域住民も利用できる観光交流拠点の整備が望まれています。このような拠点を中心として、地域資源を活かした新たな観光交流事業に取り組んでいくことが課題となっています。

■居住地域の道路交通に対する市民意識



資料：久喜市総合振興計画策定のための市民意識調査（平成 22 年 12 月）より作成

交通体系の現況と課題



2-3 緑・水・景観の課題

（１）公園・緑地

本市には、県営久喜菖蒲公園、県営権現堂公園、久喜市総合運動公園及び弦代公園など比較的面積の大きな公園が整備されており、市民はもとより市外からの来訪者に対しても、潤いと憩いを与える場となっています。大きな公園については市民の満足度が高いものの、身近な公園については不足が指摘されており、各地区の公園整備状況や配置バランス等に配慮した公園・緑地の整備が課題となっています。

また、菖蒲地区などに広がる豊かな農地や、地域固有の緑の資源なども、貴重な緑地空間として保全することが求められています。

（２）河川

本市は、利根川、中川、青毛堀川、備前堀川、野通川及び元荒川等の河川や、葛西用水、見沼代用水をはじめとする用水路等の水系に恵まれており、水辺空間は暮らしに恵みと潤いを与えています。

また、川沿いを健康づくりの歩行者ネットワークとして活用すること、あるいは、花づくりにより魅力ある水辺景観を形成することなどの地域の取組みもみられることから、これら河川を貴重な地域資源として維持保全を図るとともに、水質汚濁等による環境悪化を招かないよう改善に取り組み、生物生息環境の再生につなげていくことが課題となっています。

（３）都市景観

本市の都市景観に関しては、埼玉県景観条例及び埼玉県景観計画に即して、一定規模を超える建築物・工作物について、外観の色彩やデザインが景観形成基準に合致するよう指導されており、今後とも美しいまちづくりを目指した魅力ある都市景観を創出していくことが必要です。

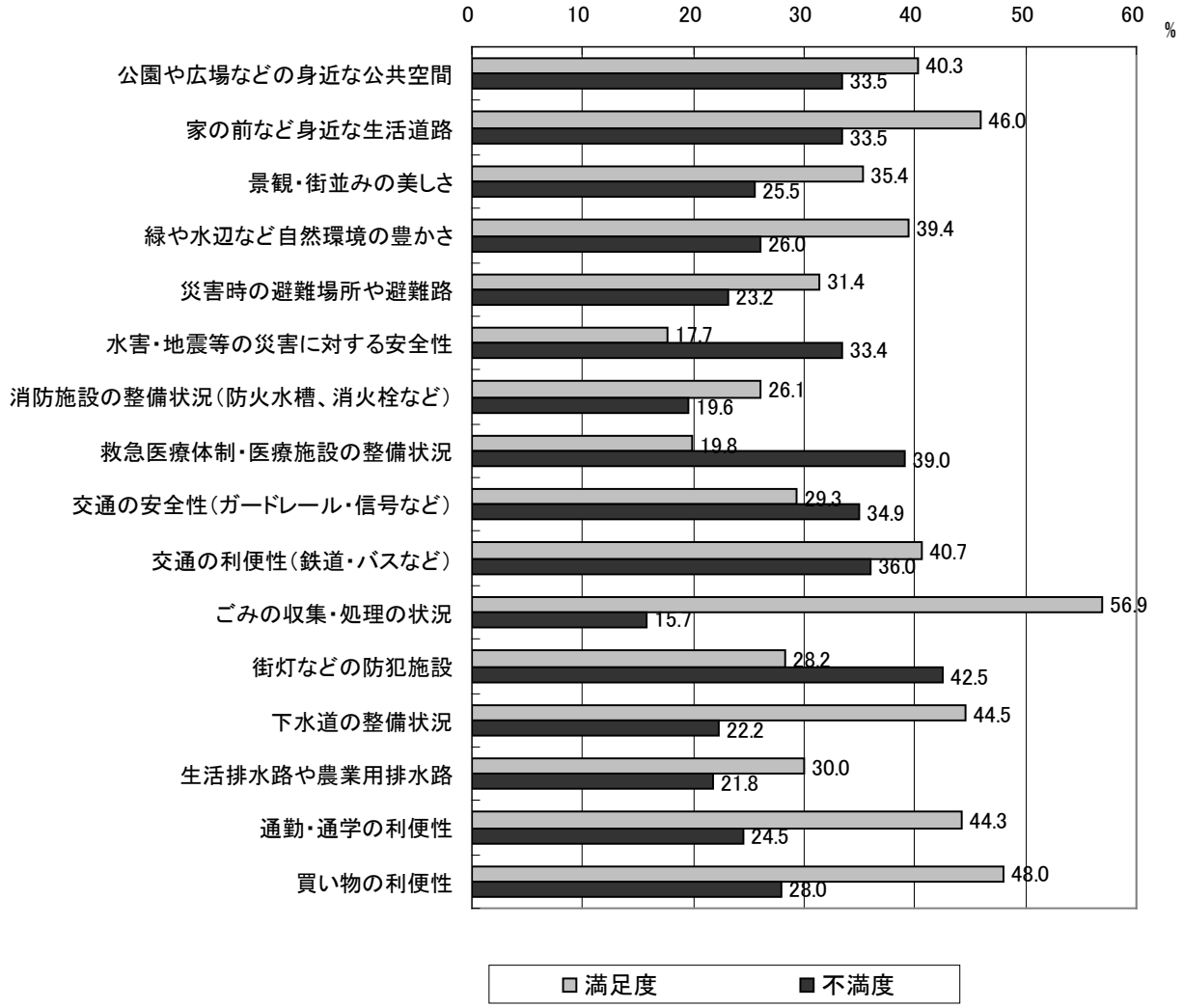
特に今後、工業・流通系の土地利用が見込まれる場所については、乱開発を抑止するとともに、田園環境と調和した景観形成を図ることが課題となります。

（４）環境負荷の小さな都市

各種の都市計画、都市づくりにあたっては、様々な環境への負荷について考慮する必要があります。最低限の移動に公共交通機関が移動手段として選択できる仕組みなど、自動車交通に過度に依存しない都市構造の実現により、目的地へのアクセシビリティ（到達のしやすさ）を向上させていくことが課題となっています。

また、二酸化炭素など環境に負荷を与える物質の排出低減、資源の効率的利用とエネルギーの循環的利用などに配慮された太陽光・太陽熱利用システムを搭載した施設等の整備が求められています。市街地周辺部の樹林地、農地、遊水池等の自然環境においては、地域の自然条件などの特性や水循環・生態系等への配慮が求められます。

■居住地域の生活環境に対する市民意識



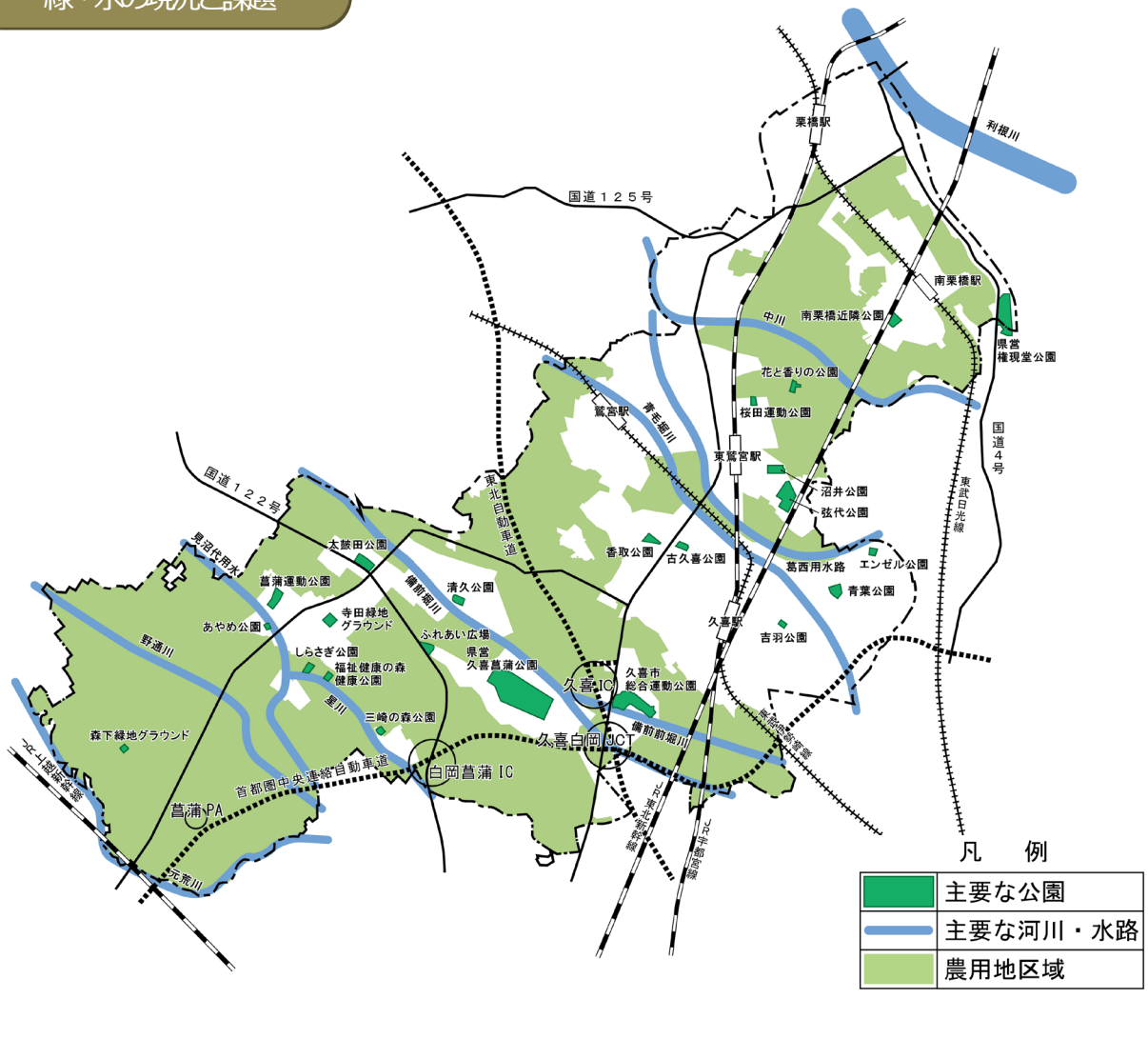
資料：久喜市総合振興計画策定のための市民意識調査（平成 22 年 12 月）より作成

■各地区の主要な公園一覧

地区名	公園名	公園の種別	面積（ha）	公園名	公園の種別	面積（ha）
久喜地区	青葉公園	近隣公園	3.27	エンゼル公園	近隣公園	1.04
	吉羽公園	近隣公園	1.00	古久喜公園	近隣公園	1.11
	香取公園	近隣公園	2.15	久喜市総合運動公園	運動公園	13.90
	清久公園	近隣公園	2.04	県営久喜菖蒲公園	総合公園	25.80
菖蒲地区	県営久喜菖蒲公園	総合公園	14.20	寺田緑地グランド	近隣公園	1.75
	あやめ公園	近隣公園	1.31	ふれあい広場	近隣公園	0.83
	しらさぎ公園	近隣公園	1.58	太誠田公園	近隣公園	1.62
	福祉健康の森健康公園	地区公園	1.68	三崎の森公園	地区公園	0.58
	森下緑地グランド	近隣公園	1.58	菖蒲運動公園	運動公園	4.11
栗橋地区	南栗橋近隣公園	近隣公園	3.31	県営権現堂公園	広域公園	7.70
鷲宮地区	弦代公園	近隣公園	8.22	桜田運動公園	近隣公園	1.13
	沼井公園	近隣公園	3.26	花と香りの公園	近隣公園	1.31

令和４年４月１日現在

緑・水の現況と課題



2-4 防災・その他の課題

（１）都市防災

駅等を中心とした既成市街地の一部には、老朽化した建物が密集し、緊急車両が通れない狭い道路がみられるなど、防災上危険な区域があります。これらの市街地については、狭い道路の拡幅や建物の不燃化などによる災害に強い市街地の形成が必要となっています。

市街化調整区域のうち、水害時に浸水等の被害が想定される地域については、新たな住宅開発を抑制します。

また、宅地化が進んだ一部の地域においては、集中豪雨等に伴う水害を防止するため、雨水排水機能の整備や、遊水機能をもつ農地・緑地の保全、災害時の避難場所の確保などが課題となっています。

（２）安全・安心な生活環境

市街地内を交通量の多い道路が通っているため、これらの道路における交通安全の確保が課題となっています。市民意識調査結果でも、車の交通量が多いので危険と感じている市民の割合は高くなっており、安全でゆとりのある歩行者空間の整備や、市内各所の交通危険箇所における交通安全施設の整備が求められています。

また、防犯に備えた安心して暮らせるまちづくりが求められていることから、街灯などの防犯施設の整備充実が課題となっています。

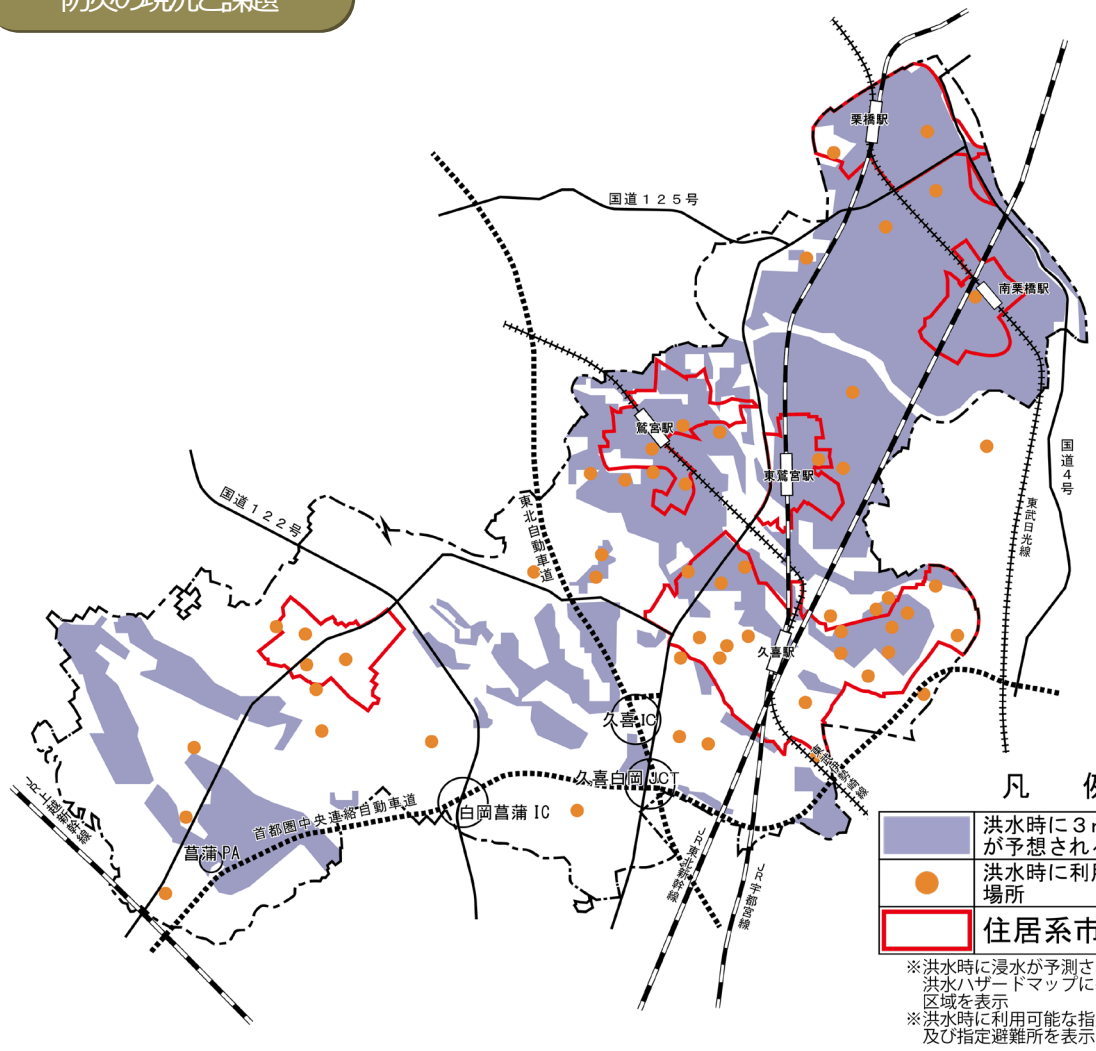
（３）高齢社会に対応した都市環境

高齢者が生き生きと暮らせる都市環境を実現するためには、交通環境や各種施設立地を含めた都市構造全体のあり方について、高齢社会を意識した見直しが必要となっています。このため、高齢化の状況や各種施設の立地状況等に関する地域の特性に対応しつつ、高齢者の安全で安心な暮らしや利便性を確保していく必要があります。

また、合併に伴い、公共施設の統合整備や適正配置が課題となっていますが、市民生活に急激な変化を及ぼさないよう十分配慮し、各施設が担う役割や利用状況、地域の特性やバランス等に配慮した、高齢社会にふさわしい都市づくりが求められています。

施設の整備にあたっては、バリアフリー化のほか、全ての人に使いやすいユニバーサルデザインの導入が課題となっています。

防災の現況と課題



※上記の図は、「久喜市防災ハザードマップ（2019 年 3 月作成）」の洪水ハザードマップにおいて、想定浸水深が 3.0m以上である箇所を図示したものです。

1．3　ＳＷＯＴ分析による課題

市民の共有する都市づくりに関する課題を明らかにするため、ＳＷＯＴ（スウォット）という分析手法を活用して整理を行いました。

このＳＷＯＴは、組織のビジョンや企業の経営戦略を描く際に利用する現状分析手法のひとつで、Ｓ（強み）、Ｗ（弱み）、Ｏ（機会）、Ｔ（脅威）のそれぞれの頭文字をとってＳＷＯＴと呼びます。

このうち、ＳとＷ（強みと弱み）は久喜市自身が抱える内部環境で、久喜市が持つ良い点であったり、悪い点であったり、課題として受け止めなければならないことです。また、ＯとＴ（機会と脅威）は久喜市を取り巻く外部環境ということで、例えば、社会経済の情勢であったり、自然災害の脅威であったり、久喜市に影響の及ぶ久喜市以外の外部要因をあらわします。

ＳＷＯＴは、以下のようにマトリクスに整理することによって、解決策を見つけやすくしたり、意見を出し合いながら問題点を共有できるというメリットがあります。例えば、「持っている強みを与えられた機会に活かそう」、とか、「来たるべき脅威に備えよう」、とか、「弱みを強みに変えていこう」、といったアイデアを出すことができます。

（ＳＷＯＴ分析の方法）

内部環境 ＼ 外部環境	Ｓ：強み（Ｓtrength）	Ｗ：弱み（Weakness）
Ｏ：機会（Opportunity）	【積極的攻勢】強みを武器にして機会を最大限に生かす	【弱点強化】弱みによって機会を失わないように対策を打つ
Ｔ：脅威（Threat）	【差別化戦略】強みを生かして脅威に対抗する	【問題事態回避】弱みと脅威が重なる最悪の事態を回避する

【特徴】「強み」「弱み」「機会」「脅威」の４要素の掛け合わせによる戦略的な分析手法
【効能】 自らの強み・弱みだけでなく、競合関係や市場環境を踏まえた戦略立案が可能

ＳＷＯＴによる都市づくりの課題

（ＳＷＯＴ分析結果の整理）

ＳＷＯＴ分析に基づく都市づくりの課題をまとめると下表のように整理することができます。

なお、この分析結果は、マスタープラン策定委員会が「市民によるまちづくり構想（東京理科大学特別講義）」において発表しました。

SWOT分析と取組提案表 （内部要因） ■Strength＝強み ■Weakness＝弱み （外部要因） ■Opportunity＝機会 ■Threat＝脅威		（S）強み	（W）弱み
		土地利用：圏央道や国道122号などの広域交通体系が整備されてきました。 交通体系：道路交通網の整備が進展しており、商業等の利便性に対する市民の需要も高まっています。 緑・水景観：豊かな田園や水辺のほか、鷲宮神社をはじめとする歴史資源が存在します。 防災他：広域道路体系と公共下水道（久喜、菖蒲）の整備が比較的進んでいます。	土地利用：駅前商業は全体的に寂しく、空き店舗も活用されないまま停滞しています。 交通体系：駅と地域又は地域間のアクセスが悪く、高齢者や歩く人に優しい移動手段も不足しています。 緑・水景観：自転車利用環境の不足、公園の配置バランス、河川の汚濁等の問題があげられます。 防災他：防犯についての不安や、保健医療環境に対する市民満足度の低さが指摘されます。
（O）機会	土地利用：農業・自然を守る意識や、子ども・高齢者が安心できる環境が求められています。 交通体系：市や地域を越えた人の交流が活発になる一方、省エネに配慮した交流環境が求められます。 緑・水景観：環境に優しいライフスタイルや、健康志向への関心が高まっています。 防災他：子どもや高齢者にとっての安全・安心が重要視される社会になっています。	【積極的攻勢】強みを武器にして機会を最大限に生かす 土地利用：農業資源を活かした観光振興の拠点づくり（道の駅など）の構想を推進します。 交通体系：圏央道の整備をふまえ、ハイウェイオアシス等の滞留・休憩施設の整備を促進します。 緑・水景観：地域資源を活用した体験や交流、コスモス・ラベンダーを広げる協働のまちづくりに取り組みます。 防災他：子どもや高齢者など社会的弱者に配慮した、被害想定に基づく避難救急体制を構築します。	【弱点強化】弱みによって機会を失わないように対策を打つ 土地利用：主要駅に向かう歩行者空間を確保し、魅力ある商業地を再生します。 交通体系：交通利便性を向上させ、人と環境に優しい交通手段として、市内循環バスを拡充・再編します。 緑・水景観：健康づくりに寄与する遊歩道や、環境に優しい自転車利用を促進する空間の整備を進めます。 防災他：防犯性の高い公園づくりや、交通安全に配慮された道づくりなど、まちの改善を図ります。
（T）脅威	土地利用：就業・定住環境への不満から将来、居住者が市外に流出する恐れがあります。 交通体系：交通環境において超高齢社会や地球温暖化への対応の遅れが懸念されます。 緑・水景観：農業経営の困難さからくる将来不安や、都市化に伴う自然環境の破壊が懸念されます。 防災他：利根川等の決壊による水害対策について危惧されます。	【差別化戦略】強みを生かして脅威に対抗する 土地利用：圏央道の整備にともなう周辺開発を進め、産業を誘致することにより新たな雇用を創出します。 交通体系：渋滞箇所の改善や円滑な道路ネットワークの整備により、環境負荷の少ない都市を実現します。 緑・水景観：農業経営を支援しつつ、農地や用水路等の維持保全により、都市近郊の田園景観を継承します。 防災他：下水道の整備充実による都市排水機能と、河川改修による水害防止機能の強化を図ります。	【問題回避】弱みと脅威が重なる最悪の事態を回避する 土地利用：空洞化する駅周辺に街なか居住を進め、買い物に便利で子育て環境の整ったまちづくりを進めます。 交通体系：街なかでの車の抑制、高齢者に優しい道路整備等により、歩行者ネットワークを構築します。 緑・水景観：市民による水資源の保全活動や、資源リサイクル活動を推進します。 防災他：防災ハザードマップに基づく避難経路の確保や、避難施設の整備を図ります。

（ＳＷＯＴによる基本戦略）

以上のＳＷＯＴ分析を踏まえ、マスタープラン策定委員会において部門別の基本戦略を整理しました（前ページの一覧表の内容を部門ごとに整理）。

マスタープラン「第２章／2.2 都市づくりの基本方針」に掲載する「活力」、「交流」、「環境」、「安心」それぞれの方針立案にこの基本戦略が反映されています。

土地利用に関する基本戦略

○農業資源を活かした観光振興の拠点づくり（道の駅など）の推進
○主要駅に向かう歩行者空間の確保による魅力ある商業地の再生
○圏央道の整備にともなう周辺開発と産業誘致による新たな雇用の創出
○空洞化する駅周辺での街なか居住、買い物が便利で子育て環境の整ったまちづくり


土地利用部門の検討作業

交通体系に関する基本戦略

○圏央道の整備をふまえたハイウェイオアシス等の交流施設の整備
○交通利便性を向上させ、人と環境に優しい交通手段である市内循環バスの拡充・再編
○渋滞箇所の改善や円滑な道路ネットワーク整備による環境負荷の少ない都市の実現
○街なかでの車の抑制、高齢者に優しい道路整備等による歩行者ネットワークの構築


交通体系部門の検討作業

緑・水・景観に関する基本戦略

○地域資源を活用した体験や交流、コスモス・ラベンダーの植栽場所を広げる協働のまちづくり
○健康づくりに寄与する遊歩道や、環境に優しい自転車利用を促進する空間の整備
○農業経営の支援と、農地や用水路等の維持保全による都市近郊の田園景観の継承
○市民による水資源の保全活動や、資源リサイクル活動の推進


緑・水・景観部門の検討作業

防災・その他に関する基本戦略

（※防災・その他部門については、各部門共通の検討作業としました。）

○子どもや高齢者など社会的弱者に配慮した、被害想定に基づく避難救急体制の構築
○防犯性の高い公園づくりや、交通安全に配慮された道づくりなどによるまちの改善
○下水道の整備充実による都市排水機能と、河川改修による水害防止機能の強化
○防災ハザードマップの普及や、避難路・避難施設等の整備

第 2 章

都市づくりの方針
（全体構想）

第２章　都市づくりの方針

２．１　将来の都市像

（１）基本理念

「新市基本計画」では、本市の将来像を「豊かな未来を創造する個性輝く文化田園都市」とし、新しいまちづくりの方向性を示しています。

マスタープランでは、まちづくりの主役である市民との協働を基本として、市民が安心して快適に暮らすことのできるまちづくり、そして、本市が未来に向けて持続的に発展し続けていくことのできるまちづくりを展望し、次のように基本理念を掲げます。

市民の力で魅力ある文化田園都市づくり

本市には、水と緑に恵まれた田園風景と良好な生活環境、歴史と文化、また、将来に向けて圏央道整備などによる道路交通の利便性を活かした発展も期待されます。

「文化田園都市」は、地域の歴史や伝統文化を継承し、本市の特徴である田園と調和した都市を築いていくことを表現しています。具体的には、市民の皆さんとともに次のようなまちづくりの将来展望を描くものです。

１．市民を主役として発展する、協働のまちづくり

まちづくりの主役は市民です。ここでいう市民とは、市内に居住する住民はもちろんのこと、市内で活動する企業や事業者、市内へ通勤・通学する方々なども指します。本市では、このような市民も含めてまちづくりの担い手として位置づけ、多様な市民と行政の協働によるまちづくりを進めます。

２．地域の多様性が尊重され、都市がひとつになるまちづくり

本市は、４つの地域が合併によってひとつになった都市です。合併した都市にあっては、これら地域の活力を活かしながら、新たな魅力として次世代に継承していくことが重要です。本市では、それぞれの地域が有する歴史や伝統、環境などを尊重しあいながらも、都市全体として相互につながりを持った広域的で効果的なまちづくりを進めます。

３．将来の社会変化に順応し、持続可能なまちづくり

高齢社会の到来や環境問題の深刻化など都市を取り巻く情勢や、東日本大震災に見られる我が国の国土の脆弱性などを踏まえ、都市の安全、生活の質、心の豊かさなど、持続可能なまちづくりに向けた価値観の転換が求められる状況にあります。本市では、社会構造等の将来変化に対して順応性を持ったまちづくりを推進します。

（２）都市像

「土地利用」、「交通体系」、「緑・水・景観」、「防災・その他」で整理した課題を踏まえ、都市づくりの基本理念のもとで、本市が目指すべき将来の都市像（都市づくりにおいて想い描く将来の姿）を設定します。

この都市像は、変化が著しく時代の先を見通すことの難しい社会経済のなかにあっても、以下のような「活力」「交流」「環境」そして「安心」の都市づくりを展望することにより、本市が一体となり、市民を主役とした豊かな未来を創造していくことのできる都市を目指すものです。

実現に向けては、久喜・菖蒲・栗橋・鷲宮の４つの地域性を踏まえ、地区それぞれが相互に尊重すべき特徴を活かしながら取り組むものとします。

活力　住と職が織りなす活力創造都市

自然と調和した土地の保全と活用を図りつつ、市街地の整備、住環境の改善、産業空間の形成により、本市が持つ多様な活力が創造された都市を目指します。



交流　地域の魅力を高める交流推進都市

都市の内外を結ぶ道路体系や、誰もが安心して利用できる移動環境の創出、さらに、交通環境の発展とともに新たな出会いを生み出す観光機会を創出することにより、地域の経済活動や潜在的な魅力の向上が実現された都市を目指します。



環境　ゆとりと潤いあふれる環境共生都市

都市における憩いや、心の安らぎを与える緑あふれる環境、水辺や資源循環に配慮された空間や施設、歴史や地域資源を尊重したまち並みや景観を創出することにより、環境との共生が実現された都市を目指します。



安心　人に優しい安心定住都市

地震や洪水などの自然災害に強い都市の構造、交通事故や犯罪の発生を未然に防ぐ地域の環境が確保され、また、人に優しい環境や仕組みを持った、誰もが安心して定住することのできる都市を目指します。



（３）都市構造

新市基本計画をはじめ、旧市町の各種計画や都市整備の動向等を踏まえ、本市の将来都市構造を設定します。

鉄道駅などを中心とした都市核のほか、住居系ゾーン、産業系ゾーンを形成し活力ある都市の実現を目指します。また、既存の鉄道路線や高速道路、市内の主要な幹線道路などの交通軸を機能的にネットワークさせ、多様な交流を創出可能な都市の実現を目指します。

■都市核

鉄道駅をはじめとした公共交通の拠点地域を、商業・文化・行政サービス等の機能が集積した賑わいのある交流拠点となるよう本市の都市核と位置づけ、それぞれの地域特性を活かした市街地形成を図ります。

■都市交流軸

久喜地区、菖蒲地区、栗橋地区、鷲宮地区の間で相互に構築される道路ネットワークを都市交流軸と位置づけ、本市の一体化を促進する道路等機能の確立を図ります。

◇広域道路

国道及び主要地方道のうち本市の都市構造を構成する基幹的な道路網は広域道路と位置づけ、市民生活をはじめとする都市活動の円滑化・効率化を図ります。

◇高速道路等

首都圏における自動車交通網を形成する東北道及び圏央道により、本市と広域都市圏とを結ぶ骨格的な交通機能の確保を図ります。

◇鉄道

ＪＲ宇都宮線、東武伊勢崎線及び東武日光線は通勤・通学をはじめ、主要な公共交通手段であり、利便性の高い交通機能の確保を図ります。

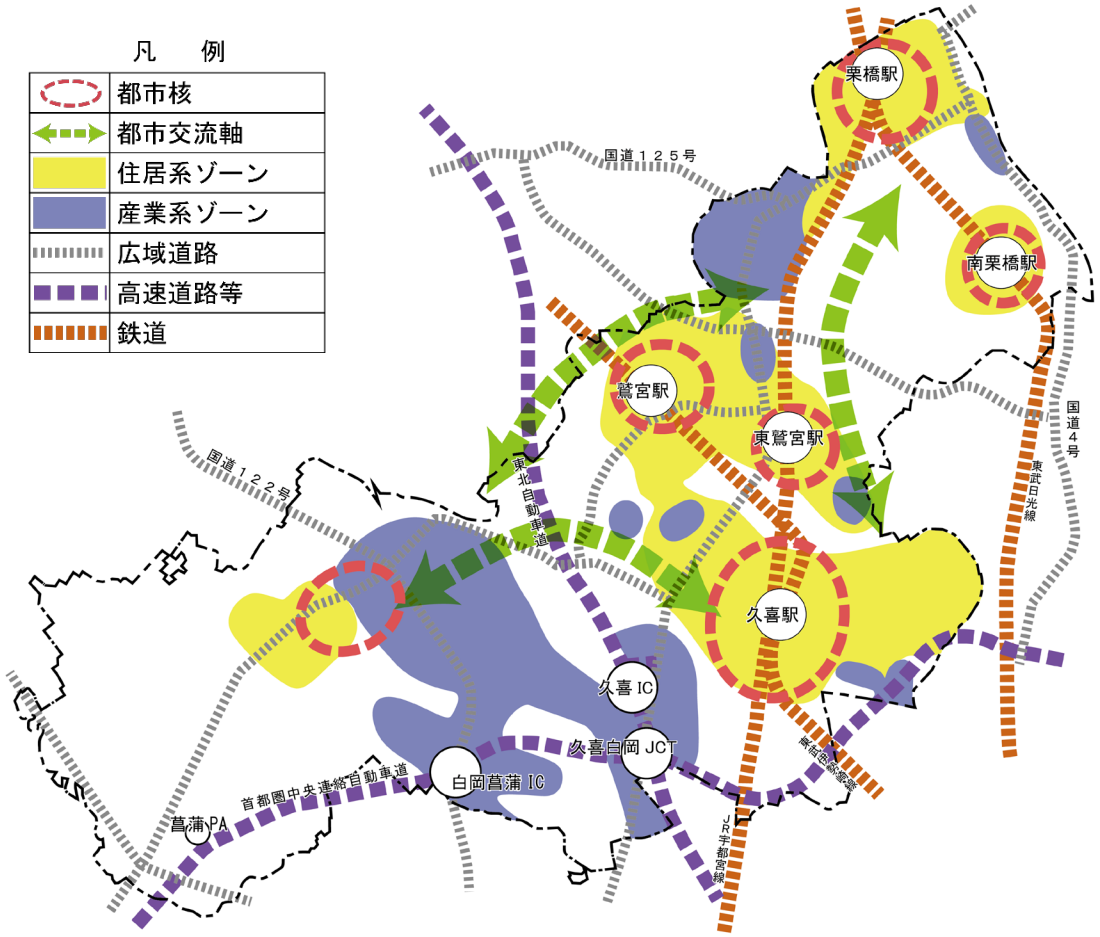
■住居系ゾーン

市街化区域を中心に、地域資源やまちの景観に配慮し、道路、公共下水道、公園及び防災施設等の都市基盤が計画的に整備された環境と調和する住居系ゾーンと位置づけ、良好な市街地形成を図ります。

■産業系ゾーン

本市の産業面での活力を生み出す産業拠点の形成を図るため、インターチェンジ周辺や広域交流軸が結節する交通条件の優れた地域や既存の工業団地を産業系ゾーンと位置づけ、本市の将来を担う新たな産業拠点の形成を図ります。

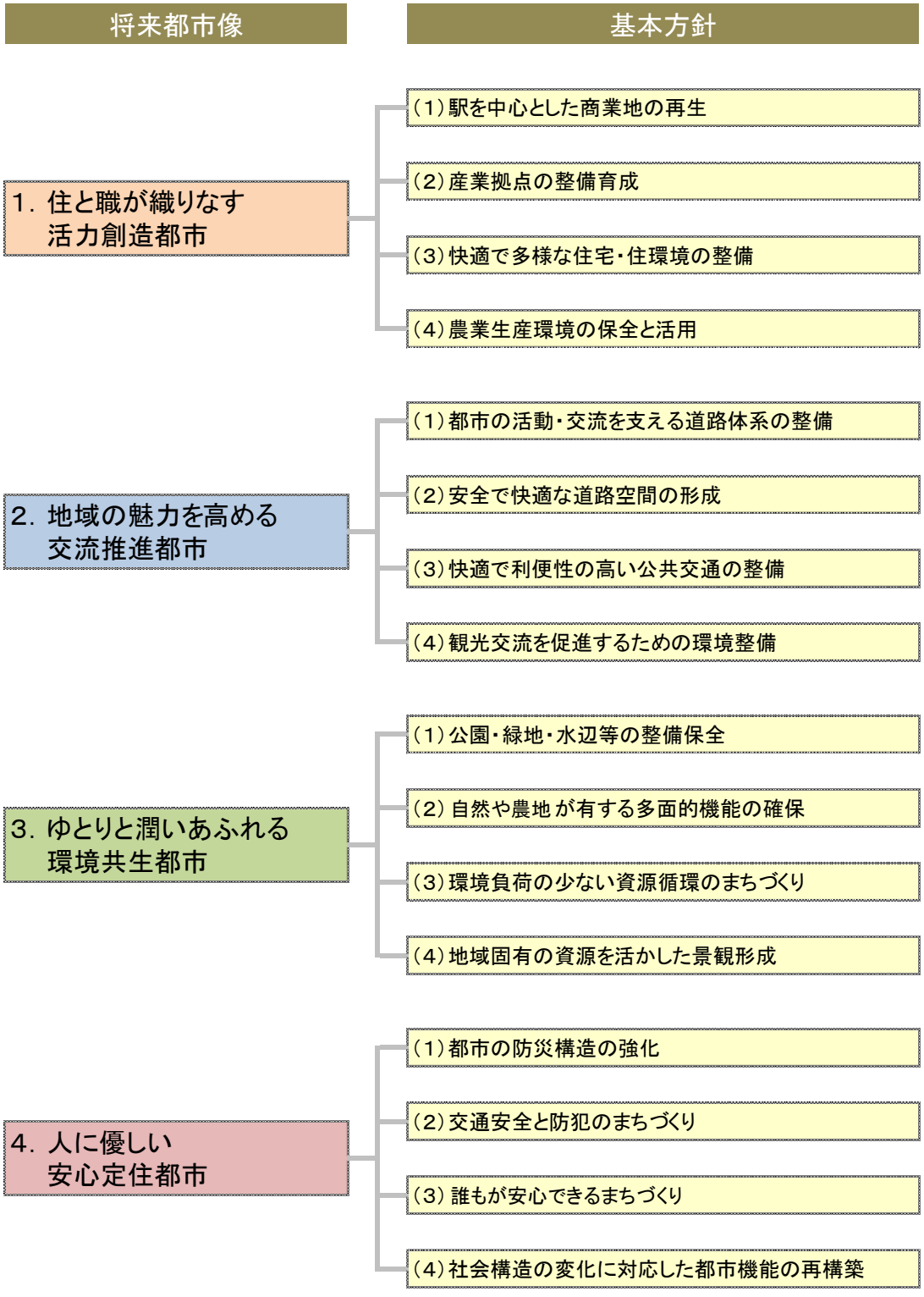
都市構造図


凡　例
都市核
都市交流軸
住居系ゾーン
産業系ゾーン
広域道路
高速道路等
鉄道
栗橋駅
南栗橋駅
鷲宮駅
東鷲宮駅
久喜駅
久喜 IC
久喜白岡 JCT
白岡菖蒲 IC
菖蒲 PA
国道１２５号
国道１２２号
国道４号
東北自動車道
首都圏中央連絡自動車道
東武日光線
東武宇都宮線
JR宇都宮線

2．2　都市づくりの基本方針

将来都市像で掲げたように、「活力」「交流」「環境」そして「安心」の４つの分野でとらえた都市づくりを推進するため、以下の体系により取組みの方向性を設定します。

■将来都市像と基本方針の体系



2-1 住と職が織りなす活力創造都市

土地利用、市街地整備、住宅・住環境の分野

1．駅を中心とした商業地の再生

（1）駅周辺商業地等の魅力向上と活性化につながる都市機能の誘導

■駅周辺商業地の魅力向上と再生

地域商業が停滞傾向にあるなかで、子育て世代をはじめ多様な世代が住みたくなるような、商業環境と住環境が調和した快適で便利なまちづくりに取り組みます。



■街なか居住による地域活性化の促進

駅周辺の商業地においては、商業の低迷に伴い停滞している土地利用の活性化に向け、再開発事業の促進や集合住宅の誘導などによる街なか居住を促進します。

（2）賑わいや文化･芸術等を表現する象徴的な都市空間の整備

■地域文化による象徴的な賑わい空間の整備

駅周辺の商業地を、提燈まつりなど地域の伝統行事にふれることのできる象徴的な場所として、市民や来訪者が集う快適で魅力的な空間として整備に取り組みます。

■歩行者目線によるまちの活性化

駅周辺の商業地においては、歩行者が楽しく巡ることのできる街を創りだし、これまでの自動車主体のまちづくりから、歩行者主体による賑わいづくりに取り組みます。

２．産業拠点の整備育成

（１）幹線道路沿道等における新たな産業立地の誘導

■産業基盤整備の促進

インターチェンジ周辺や主要な幹線道路の沿道等において、高い交通利便性を活かした産業基盤の整備を促進します。



（２）既存の工業団地における良好な操業環境の維持･保全

■既存工業団地の維持･保全

既存工業団地の維持・保全を図ることにより、産業誘致等を通じた雇用環境の確保と、若年層をはじめとする就労者の定住を促進します。



■工業団地等の産業地の周辺環境との共生

工業団地等の産業地においては、自然環境の保全、都市景観の形成、省エネルギーや資源循環など環境への貢献や周辺地区との共生を促進するとともに、新たな産業地の開発エリアについては開発の規制誘導を適切に図ります。

３．快適で多様な住宅・住環境の整備

（１）多様な世代及び生活様式に対応した住宅･住環境の整備

■多様な世代が定住できる住宅･住環境の整備

多様な世代が定住できる住宅・住環境を確保するため、子育て環境や買い物利便、医療福祉環境など各種の生活ニーズに対応した定住環境の整備を促進します。

■質の高い市街地の整備と優良な住宅の供給促進

自然環境と調和し、都市基盤の整った快適でゆとりある市街地の整備を促進するとともに、耐震性・耐久性の高い優良な住宅の供給を促進します。

■若年層などの定住を支援する住環境の整備

勤労者の住居の受け皿を安定的に確保し、若年層や子育て世代の定住を支援する住宅施策に努めます。また、駅周辺などの土地の有効活用による住宅供給を促進し、若年層などの街なか居住を促進します。

■職住近接による住宅･住環境の整備誘導

企業の立地に伴う勤労者の居住ニーズ等に対応し、産業系の市街地に近接した地域などにおいて良好な住宅・住環境の整備を促進します。

■公営住宅の確保

公営住宅の空き家対策や老朽化対策としての住宅改善、周辺住環境の整備等により、住居を必要とする世代・世帯に対して居住の受け皿の確保に取り組みます。

（２）田園環境と調和した秩序ある住宅市街地の整備

■区域指定の見直しを含めた適切な開発規制

秩序ある都市環境を維持するため、道路及び排水条件など都市基盤の整備状況を考慮して、市街化区域に近接する市街化調整区域の都市計画法第 34 条第 11 号による区域指定を適宜見直し、開発にあたっての規制誘導を図ります。

■地域事情を踏まえた農村集落等の整備

農用地区域などの優良農地の保全を基本とする地域においては、コミュニティ維持の観点など地域事情を踏まえた農村集落等の整備を図ります。

4．農業生産環境の保全と活用

（1）農業生産基盤である農地の保全

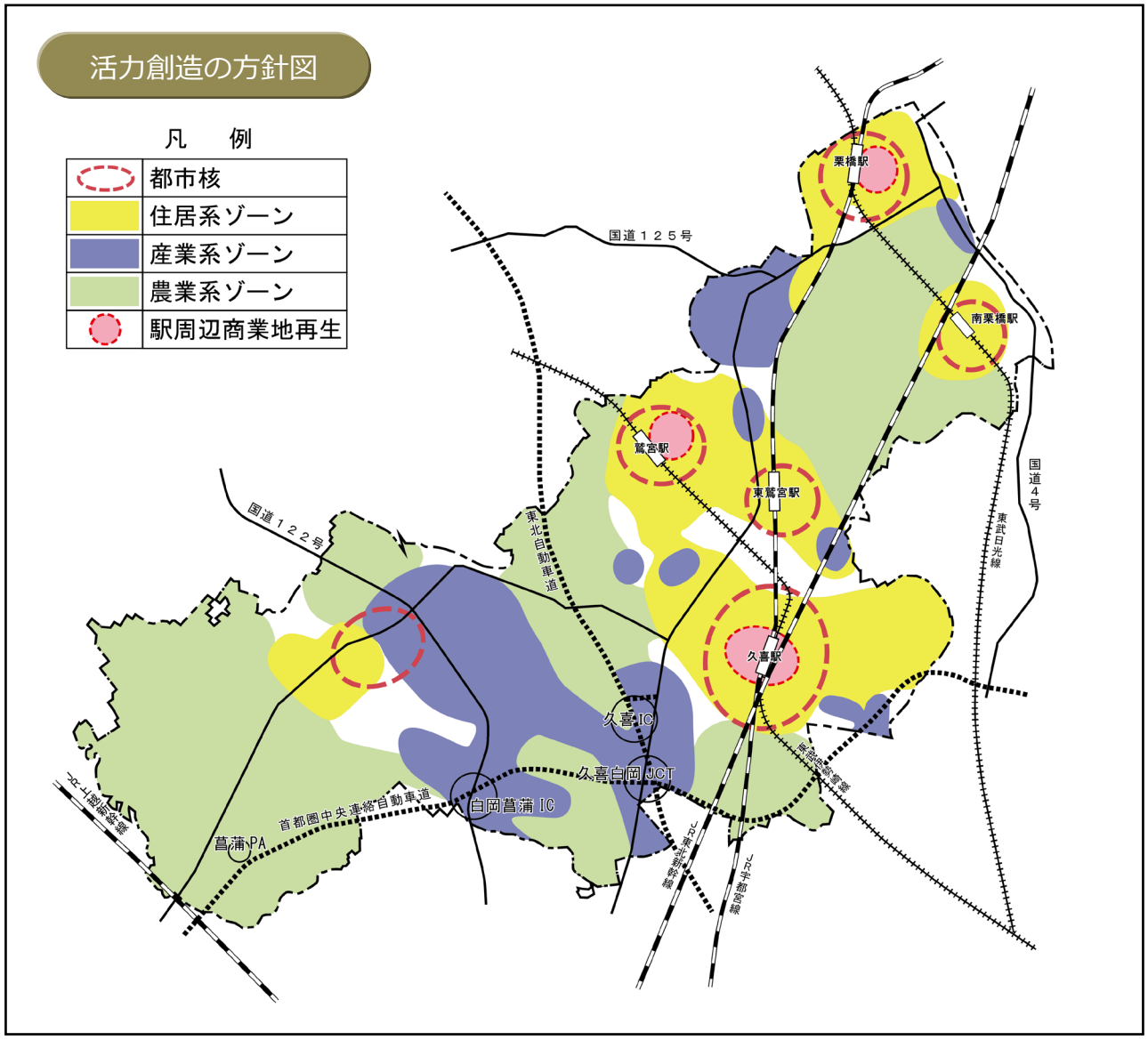
■農地の保全と利用集積の促進

本市の貴重な生産基盤である優良農地を保全していくため、農業経営体の確立とともに農地の利用集積を促進します。

（2）農地の有効利用

■農地の有効活用の促進

農道や用排水路などの農業基盤の整備・保全に取り組み、農地の有効利用を図ります。また、遊休化した農地について、市民農園や体験農園など地域住民の交流の場としての活用を促進します。



2-2 地域の魅力を高める交流推進都市

道路整備、公共交通、観光交流の分野

1．都市の活動・交流を支える道路体系の整備

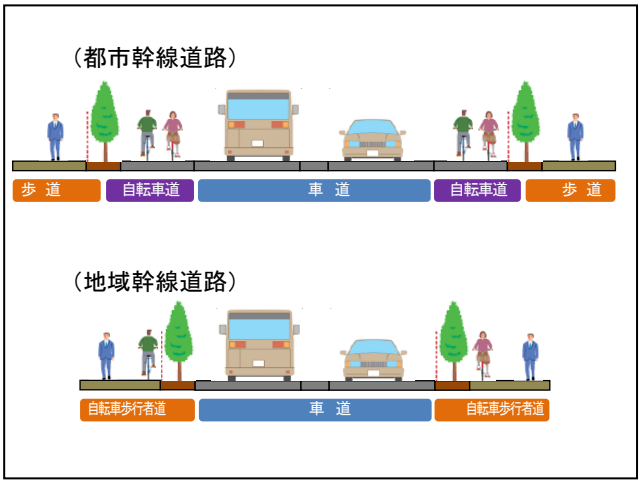
（1）効率的な幹線道路体系の整備

■広域幹線道路の整備

本市と県内の主要都市を効率的に結ぶとともに、東北道と圏央道の二つの高速道路等の各インターチェンジとも連携し、広域的な都市間交流を活発にする骨格的な幹線道路を広域幹線道路と位置づけ、計画的な整備を促進します。

■都市幹線道路の整備

本市に隣接する都市との円滑な交流を促し、広域幹線道路を補完する主要な幹線道路を都市幹線道路と位置づけ、計画的な整備に取り組みます。



■地域幹線道路の整備

市内の各地区を機能的に結びつけ、市民生活を支えるための道路網を形成する幹線道路を地域幹線道路と位置づけ、計画的な整備に取り組みます。

■地域に根ざした道路環境の維持･保全

良好な道路環境を維持・保全していくために、道路愛護に関する地域活動（道路里親制度などによる活動）を促進するなど、地域に根ざした活動に取り組みます。

■都市計画道路の見直し

市内外の交通状況の変化により、都市計画道路の廃止・延伸等計画的に見直しを図ります。

■スマートインターチェンジの設置等

東北道や圏央道等による交通利便性を最大限に活かすため、久喜駅東側における圏央道スマートインターチェンジの設置に向けた検討を行うとともに、関連する道路の整備を推進します。

（2）市内の交流を活性化していくための道路体系の整備

■市の一体化を促す幹線道路の整備

菖蒲地区から市中心部（久喜駅方面）へのアクセス性を高める道路や、栗橋地区・鷲宮地区・久喜地区間の交流を促す道路など、市の一体化を促す幹線道路の整備を推進します。

■渋滞箇所改善による広域交通円滑化

主要幹線道路の交通円滑化を図るため、都市計画道路未整備区間の整備を推進するとともに、交差点の渋滞箇所については右折レーンの整備をはじめとする対策に取り組みます。

2．安全で快適な道路空間の形成

（1）歩行者の安全で快適な道路空間の整備

■高齢社会に対応した歩行者道路の整備

高齢社会が進展しつつあるなかで、街なかで安心して利用できる歩行者環境を確保するため、歩行者専用道路やコミュニティ道路の整備のほか、地域の事情に応じた時間帯による通行規制などの対策に取り組みます。

■駅前歩行者道路の空間的魅力化とバリアフリー化

駅周辺における道路では、駅利用者が快適に歩くことのできる歩行者空間の整備に取組みます。また、子どもや高齢者、障がい者の安全・安心に配慮し、駅に向かう歩行者空間などのバリアフリー化に取り組みます。

■歩行者目線による地域密着型商店街の整備

地域の資源や景観と調和した道路の整備や、駅利用者等を街なかへ誘導する魅力ある道路環境の整備に取り組みます。

（2）自転車利用に配慮した道路環境の充実

■自転車利用の普及に対応した交通環境の充実

環境に配慮した社会に対応し、自転車通行に配慮した道路環境の充実に努めます。

（3）自動車交通のための安全･快適性の向上

■自動車が安全･快適に通行できる道路環境の充実

自動車通行量に応じた安全・快適性に配慮された道路幅員、円滑な交差点通行のための車線等の確保など、安全・快適に自動車が通行できるような道路環境の充実に努めます。

３．快適で利便性の高い公共交通の整備

（１）鉄道の利便性の向上、既存の路線バスの維持

■駅方向へのバス路線など交通環境の充実

市内各地区から駅方向への交通利便性が改善されるようバス路線の充実を促進するとともに、デマンド交通など市民ニーズに対応した公共交通を適切に運用します。



■駅周辺交通環境のバリアフリー化の推進

駅周辺における整備開発等に併せて、高齢者等に対応したエレベーター、エスカレーター等の設置を図るなど利便性向上を図ります。

（２）交通不便地域や高齢者の移動手段に配慮した公共交通の整備

■公共交通の拡充・再編、路線バスの充実

高齢社会に対応した移動手段の必要性や、環境意識の高まり、バリアフリー環境の不足等に対応し、市内循環バスやデマンド交通等の利用状況を検証しながら必要な見直しを行うとともに、民間事業者が運行する路線バスの充実を促進します。

（３）長期展望に立った鉄道構想の促進

■新駅設置及び鉄道延伸に関する構想の促進

東北新幹線の久喜駅新設の構想、地下鉄７号線（埼玉高速鉄道線）や埼玉新都市交通伊奈線（ニューシャトル）の延伸構想について、長期的展望に立って取り組みます。

■鉄道輸送力の増強

鉄道輸送力の増強を図るため、JR 及び私鉄の連携強化を促進します。

４．観光交流を促進するための環境整備

（１）地域の魅力づくりと活性化に資する観光資源の整備

■農商工連携の推進等による観光資源開発

自然とのふれあいや安らぎに対する意識の高まりの中、道路体系の整備状況を踏まえ、農商工の連携等による観光資源の開発を促進します。

■農的観光資源の開発とそれらを活用した観光交流環境の整備

観光ニーズに対応した新たな農的観光資源の開発とともに、これらの農的観光資源を活用した交流の場の創出に取り組みます。

（2）交通環境を活かした観光交流拠点の形成及び広域連携の推進

■広域交通体系を活かした交流拠点の整備

圏央道の開通に伴う都市間交流等の進展を踏まえ、交流・観光拠点（ハイウェイオアシスなど）の整備を促進します。

■地産地消を促進する交流拠点の整備

地域の農的資源を有効活用していくため、幹線道路沿道に道の駅などの観光交流施設の整備を促進し、地産地消を推進します。

交流推進の方針図



2-3 ゆとりと潤いあふれる環境共生都市

公園・緑地、水・資源循環、都市景観の分野

１．公園・緑地・水辺等の整備保全

（１）地域の拠点となる公園･緑地、緑のネットワークの充実

■市内にある豊かな自然資源のための環境整備

豊富な水資源や生物の生息環境などを活用し、地域の特徴を活かした憩いの拠点となる公園・緑地の整備を図ります。さらに拠点を地域の緑化や街路樹の充実で結びつけるみどりのネットワークの形成を図ります。

■地域の配置バランスに配慮した多様な公園の整備

季節感豊かな様々な花や樹木にふれ、市民のスポーツニーズ等に応える施設が充実した地域の拠点となる公園の整備を推進します。



■市街地のオアシスとなる街なか公園の整備

緑の確保が求められる市街地において、商店街の賑わいづくりや歴史資源を活かした道づくりと連携して歩行者に憩いの場（ポケットパーク等）を提供する街なか公園の整備を図ります。

■地域資源の維持管理の推進

地域の既存の公園等を市民にとって身近な観光資源ととらえ、その維持管理を徹底することにより地域の魅力化に努めます。

（２）公共施設や住宅地等の緑化によるみどり豊かな市街地の形成

■住宅地市街地等における緑化の促進

市民の環境意識の高まりを踏まえ、地域の緑を豊かにしていくため、住宅地等において生垣の設置や屋敷林の保全等を促進するとともに、緑化に取り組みます。また、歴史建造物等と調和した社寺林等の緑の保全・管理を促進します。



■樹木が適切に管理された道路空間の整備

地域の身近な緑を望む市民ニーズに応えつつ、緑豊かな道路環境を充実させるため、道路幅員の確保など整備の可能性に応じて、樹木が適切に管理された街路樹等の空間整備を推進します。

■多様な樹種による街路景観の形成

歩行者目線に配慮した環境づくりとして、多様な植樹パターンで街並みに変化をもたらす街路景観の創出など、歩いて楽しい魅力ある市街地の整備に努めます。

■街路樹の設置水準の向上と維持管理の充実

市街地の緑を充足するため、主要な道路では街路樹の植栽が可能なゆとりある道路空間を確保するとともに、樹木の計画的な維持管理に努めます。

2．自然や農地が有する多面的機能の確保

（1）農地等における生物生息、雨水涵養等の多面的機能の確保

■市街化区域における農地の保全

市街化区域内の農地が持つ緑地・防災等の多面的な機能を維持するため、農地の計画的な保全を促進します。

■農業振興地域等における環境保全活動の支援

農業振興地域等における豊富な農地を活かし、環境にやさしいライフスタイルの普及を図りつつ、生物保護、雨水涵養等の環境保全に取り組みます。また、休耕田においてコスモスやレンゲなどを導入し、農地の維持・保全に取り組みます。

■水辺環境や生物生息状況に基づく保全活動等の支援

市内各所の豊かな水辺環境や、生物生息環境等を踏まえ、水路の水質浄化など環境保全の取組みを進めます。また、ボランティア（地域活動）等による環境保全を促進するとともに、必要な施設の整備及び環境の改善等に取り組みます。

３．環境負荷の少ない資源循環のまちづくり

（１）公共下水道等による水資源の保全

■公共下水道等の整備

生活環境の改善と水資源の保全のため、公共下水道未整備区域の整備を推進します。さらに、整備済みの農業集落排水と併せて、合併処理浄化槽の導入を促進し水洗化率向上を図ります。

（２）資源循環と省エネルギーの都市づくり

■資源循環と環境保全型農業の連携

市民に普及しつつあるコンポストによる生ごみ堆肥化など廃棄物処理の取組みとともに、減農薬等による環境保全型農業等により、食の安全と一体となった農地の保全を促進します。

■公共施設等の省エネ改修、環境共生住宅の促進

省資源・自然エネルギー型都市構造へ転換を図るため、公共施設をはじめ民間事業所の省エネルギー改修に取り組むとともに、民間住宅においては環境との共生に配慮した構造や施設の設置等を促進します。



（３）環境負荷に配慮した都市構造及び生活様式の普及

■環境負荷の少ない道路環境、公共空間等の整備

地球温暖化の進行防止や、自然環境の保護に配慮し、地域が有する豊かな水資源や自然環境を活かした環境負荷の少ない都市構造の整備に努めます。

■駅前や主要公共施設等における自転車駐輪場の充実

自動車依存の生活様式を見直し、自転車利用に転換する環境意識が高まりつつあることから、市内の主要箇所に自転車等を停めておける場所や施設の確保を図ります。

■環境対応型自動車に即した施設の普及促進

移動にかかる環境負荷の大きさ等を踏まえ、環境にやさしいライフスタイルを促進しつつ、環境対応型自動車の普及に即した施設（電気自動車の充電施設等）の計画的な配置を促進します。

４．地域固有の資源を活かした景観形成

（１）地域の自然や歴史･文化等に根ざした景観の整備･保全

■歴史的建造物の修復・保全

旧市街地に存在する歴史的建造物等の文化財を、観光ネットワークとの連携による街の魅力向上に活用し、道路整備と一体となった景観整備に取り組みます。

■地域固有の自然・歴史・文化資源を活かした景観整備

鷲宮神社とコスモスふれあいロードを活かした景観整備の連携による景観整備等、地域固有の自然・歴史・文化資源の連携に取り組みます。



■水路を活かしたネットワーク環境の整備

市内に数多く流れる水路を人に優しい開かれた空間として活用し、公園・緑地や主要な施設、文化財等とネットワークする環境の整備に取り組みます。

■地域の特性を活かした景観づくり

計画的で良好な景観の形成に向けて、地区計画や景観協定など、地域独自のルールに基づく景観づくりに取り組みます。

（２）市街地開発等の動向をとらえた秩序ある都市景観の誘導

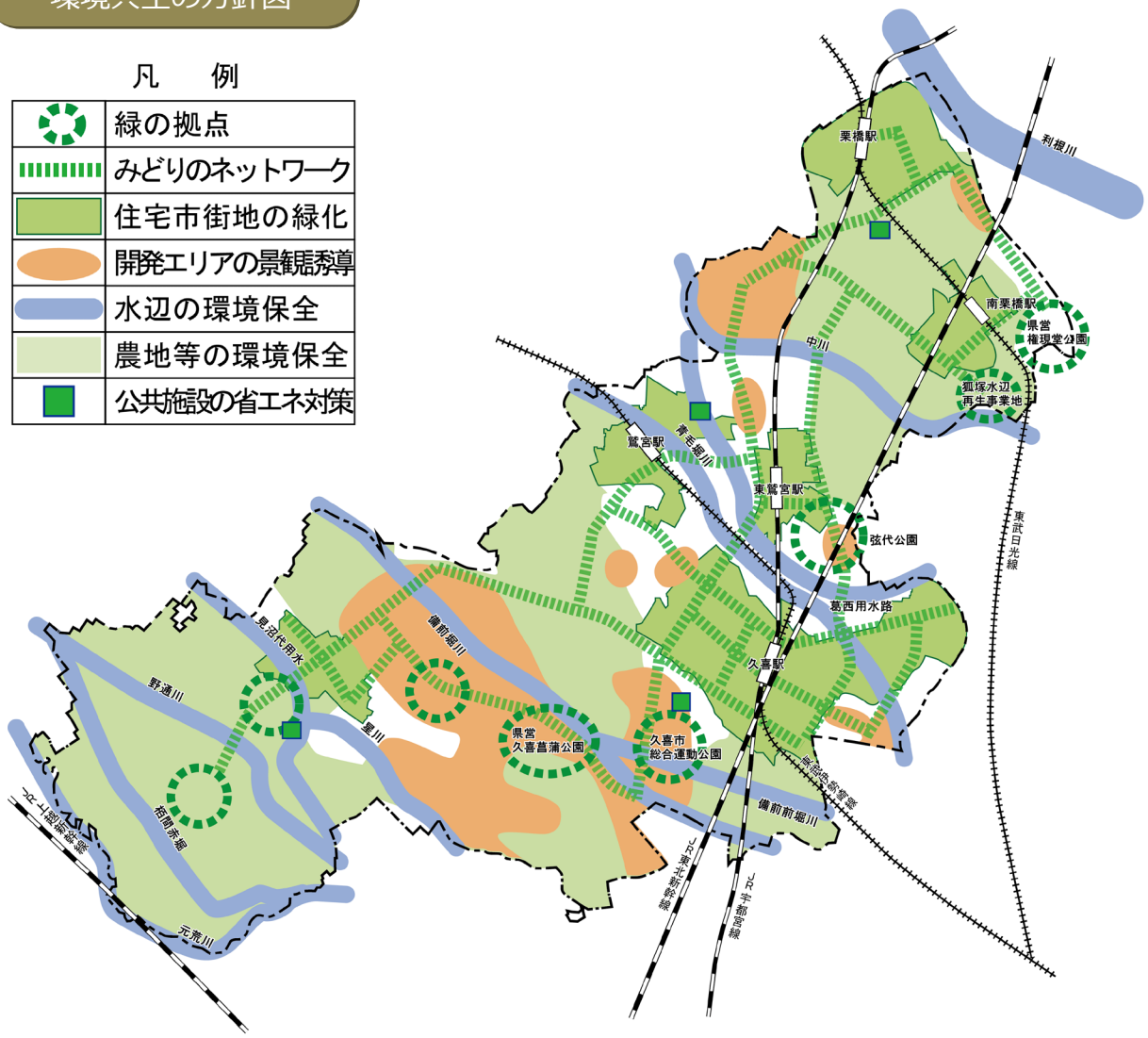
■インターチェンジ周辺等開発エリアの景観誘導

白岡菖蒲インターチェンジ周辺の新産業地開発エリアをはじめ、新たな市街地開発においては、開発行為にあわせた計画的な景観整備の誘導を図ります。

環境共生の方針図

凡　例

	緑の拠点
	みどりのネットワーク
	住宅市街地の緑化
	開発エリアの景観誘導
	水辺の環境保全
	農地等の環境保全
	公共施設の省エネ対策



2-4 人に優しい安心定住都市

都市防災、防犯まちづくり、福祉のまちづくりの分野

１．都市の防災構造の強化

（１）河川や道路等の整備・管理による水害への対策の推進

■河川の環境維持及び治水対策

洪水災害に伴う被害を予防するため、国・県による河川の整備促進をはじめとする対策のほか、流出抑制対策や洪水被害の軽減対策を推進します。

■集中豪雨に対応した道路の冠水対策

集中豪雨によって道路、特に鉄道や高速道路などのアンダーパス箇所などが冠水しないよう排水機能を高める等の冠水対策を図ります。

（２）災害時の避難路・避難場所の確保など防災体制の強化

■災害時の市街地の混乱、帰宅困難者への対応

災害発生時の市街地の混乱を抑え、市民などの安全を確保するため、駅など特に人の集まる場所を中心に災害情報などに関する体制整備や避難対策の強化を図ります。

■被害想定に基づく避難・防災施設等の整備

大規模震災や水害など自然災害の発生時に、公共施設から遠い区域などで市民などが迅速に避難できるよう、被害想定に対応した避難・防災施設等の整備拡充を図ります。

■救急医療等と連携した災害時体制の構築

ハザードマップ等による避難情報の普及により、市民の防災対策を促進するとともに、自然災害発生時の被害想定に基づくヘリポートの指定など避難・救急医療体制の構築を促進します。

（３）災害時の危険性が懸念される市街地への対応

■震災時の液状化現象を防止する対策の促進

市内各所で液状化現象の危険性が懸念されるため、開発行為に際して地盤改良等を指導するなど、液状化に備えた市街地耐震化に取り組みます。

2．交通安全と防犯のまちづくり

（1）犯罪を未然に防ぐまちづくりの推進

■防犯面に配慮した歩行環境の整備

防犯性の高い街路灯への改善等、安心して歩ける道路環境の整備を図ります。

（2）交通安全に配慮した環境の整備

■交通安全施設等の整備による交通危険箇所の改善

交通安全性の高い道路への改善等により、多様な世代の歩行者に優しい道づくりに努めます。また、交通危険箇所などについて交通安全施設の設置や踏切箇所の改善等の対策を図ります。

■指定区域を対象とした交通安全対策

県警と道路管理者（国、県、市）が連携し、指定区域内の生活道路を 30 キロ規制とする「ゾーン３０」の導入を目指し、生活圏における交通安全対策に努めます。

3．誰もが安心できるまちづくり

（1）バリアフリー、ユニバーサルデザインの導入

■生活に身近な歩行環境のバリアフリー化

高齢社会が進展しつつあるなかで、安心して歩ける歩行者環境を確保するため、電線類の地中化やバリアフリー化をはじめ、年齢差や障がいの有無などにかかわらず全ての歩行者に優しいユニバーサルデザインによる道路環境の整備を図ります。

（2）医療･福祉と連携した健康増進の都市づくり

■健康づくりのための歩行環境の整備

高齢社会に対応した、市民のための憩いの場の提供、さらには健康づくりにも資する自然豊かで快適な歩行環境の整備を図ります。



■高齢者の健康づくりや活躍のための環境整備

高齢者の健康づくりのための施設の整備や、高齢者の活動を支援する拠点づくり等に取り組みます。

４．社会構造の変化に対応した都市機能の再構築

（１）社会変化に対応した公共施設等の有効利用

■公共施設の適正配置と消費エネルギーの削減・活用

合併による多様な市内公共施設の存在を踏まえ、既存施設の有効活用、新規整備の重点化、広域的な利用の促進等のあり方について運営面も含めた効率化を推進します。また、省資源・省エネルギーの観点から、発生エネルギー（焼却施設等）の有効活用などを図ります。



■若い人が定住できる良好な地域環境の整備

市内には若年層の定住者が以前と比べて減少している地域がみられることから、若い人が住みやすいまちづくりに向けて公園や保育園等の施設の適正配置などに努めます。

（２）市民生活向上のための多様な支援機能の配置

■地域コミュニティなどの交流環境の整備

子育て世代が安心して住み続けることができるよう、地域コミュニティに配慮した交流拠点の整備など、子育てしやすいまちづくりに取り組みます。

■行政・保育等の駅前利便サービスの立地誘導

駅付近での需要が考えられる駅前行政サービスや保育サービスなど、駅利用者を中心とした市民生活の利便性向上を果たす機能の立地を推進します。

安心定住の方針図

凡　例

	防災拠点
	緊急輸送道路
	緊急輸送道路（高速道路）
	河川（治水対策）
	ヘリポート
	公共施設有効利用
	住宅市街地



第 3 章

地区まちづくりの方針
（地区別構想）

第３章　地区まちづくりの方針

３．１　地区区分の設定

地区まちづくりの方針（地区別構想）は、久喜地区、菖蒲地区、栗橋地区、鷲宮地区の４つの地区区分（旧市町別の区域）に基づき設定します。



3．2　地区別の整備方針

地区別構想は、都市づくりの方針（全体構想）に掲げた構想内容との整合を図りつつ、各地区住民の意見や提案を反映して定めた地区ごとのまちづくりの方針であり、地区の具体的なまちづくりを進めていく上で踏まえるべき基本的な指針です。



久喜地区の整備方針



菖蒲地区の整備方針



栗橋地区の整備方針

鷲宮地区の整備方針

久喜地区の整備方針

1．久喜地区の課題



■久喜駅周辺では、商業機能の郊外化などにより、駅利用者が駅から降り立ち街なかをめぐる動機づけが弱くなっているため、賑わいのある商店街の整備など街を訪れる機会を高めます。また、若い世代が魅力を感じて住むことのできる住環境を確保していく必要があります。

■地区内には市街地整備の遅れ等から、歩行者の安全性を確保することが難しい道路が存在しており、地域社会の高齢化とともに歩行者優先のまちづくりを求める声が高まっています。交通の安全性や防犯性に配慮された人に優しい道づくりに取り組んでいく必要があります。

■中心市街地に緑の憩いの空間を増やしていくことや緑を活かした魅力ある景観づくりが求められています。また、地区内の公園機能を充実させていくとともに、緑と水路、文化財等と連携した環境の整備が求められます。水をとりまく環境としては、数多く流れる河川・水路の整備による治水・排水機能の向上も課題となっています。

■主要地方道さいたま栗橋線等の幹線道路において交通流動が交錯しており、都市計画道路の未開通区間・未改良地点の解消が課題となっています。一方、圏央道等の整備に伴う新たな道路体系の整備を契機として、交通利便性を活かした企業誘致など新たな都市機能の充実が求められています。



２．まちづくりの目標

人々が街なかに集うことで活気が生まれるよう、魅力ある環境づくりに必要とされる整備・開発に取り組みます。また、人々にうるおいを与える街路樹等の緑を時間をかけて育て、街並みの緑の空間を充実させることにより、人と街に活気とうるおいをもたらす魅力ある街に育てていきます。

活気の生まれるまち、時間をかけて育てるまち

３．地区整備の方針

（１）駅前中心地に活気と魅力をもたらす環境づくり

■賑わいと活気ある地域密着型商店街の整備や、地域の歴史資源等を活用した道路の整備など、駅利用者等を街なかへ誘導する魅力ある中心地の整備に取り組みます。



■駅付近において待合・休憩スペースなど、駅利用者を中心とした市民生活の利便性向上を果たす機能の導入を推進します。

■久喜駅東口及び西口の駅前環境整備をはじめ、土地の有効活用による住宅供給を促進し、若年層の街なかへの居住を誘導するなど中心地の活力再生に取り組みます。

（２）歩行者目線の安全・安心な街づくり

■商店街における歩行者優先の環境整備や、駅方面に向かう道路など主要な歩行者・自転車ルートの整備において安全化対策に努めます。

■通学路の防犯性・安全性を向上させ、駅周辺、公共施設周辺等においてバリアフリー化を図るなど、さまざまな世代の歩行者にとって優しい道づくりに努めます。

（３）市街地に広がる緑ゆたかな環境の育成

■市街地の緑のオアシスとなるよう、街なかに公園を整備するなど、多様な植樹パターンで街並みに変化をもたらす街路景観の創出を図り、歩いて楽しい魅力ある市街地の整備に努めます。



■本市の中心的なスポーツ施設である総合運動公園の整備を推進するとともに、公園機能の改善・向上のために必要な整備を推進します。

■屋敷林や生垣等を地域の貴重な緑化資源として確保していくため、民間敷地における緑化推進及び維持保全を促進します。

（4）水をとりまく安全で快適な環境の整備

■地区内に数多く流れる水路を人に優しい開かれた空間として活用し、公園・緑地や主要な施設、文化財等とのネットワーク環境（栗原３、４丁目地内の葛西用水右岸の緑地の維持・管理など）の整備に取り組みます。



■農業用水路、排水路、下水道の総合的な整備を図るとともに、青毛堀川等の一級河川の改修による治水対策や、浸水被害等の災害に備えた防災施設等の確保・充実に取り組みます。

（5）道路体系の改善による交通円滑化の推進

■都市計画道路（杉戸久喜線などの未整備区間）の整備を推進するとともに、主要な交差点の改良等による交通の円滑化を促進します。

■圏央道側道の整備、都市計画道路北中曽根三箇線延伸など、菖蒲地区、鷲宮地区との間で市の一体化を促す幹線道路の整備を推進します。

■圏央道へのスマートインターチェンジの設置や、都市計画道路久喜東停車場線及び平沼和戸線の整備を推進します。

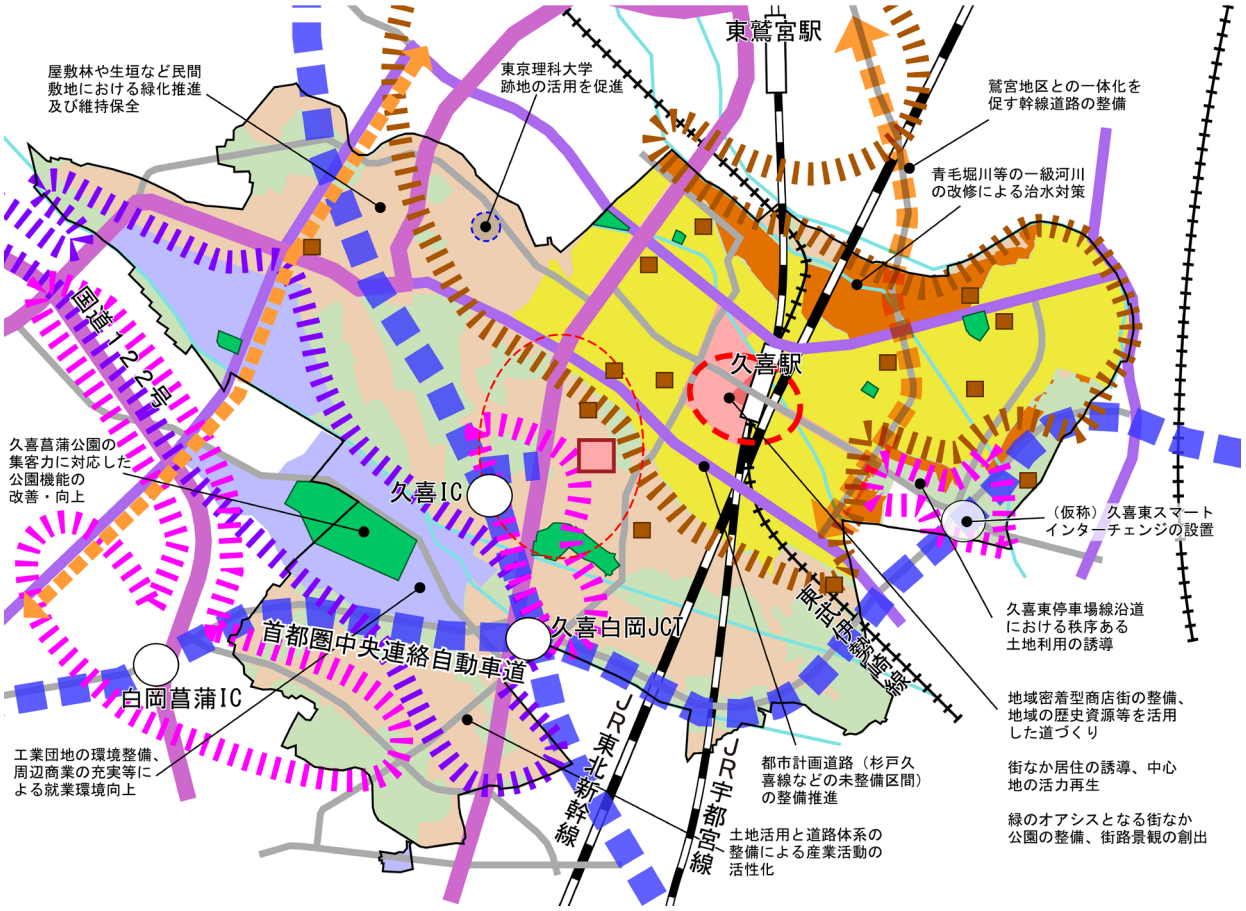
（6）定住・就労環境の確保

■高速道路体系をはじめとする交通利便性を活かした企業誘致を図るとともに、既存工業団地の環境整備や産業地周辺の商業サービスの充実等を促進します。

■圏央道の整備効果を踏まえ、地区南部（太田袋、樋ノ口、原、除堀）の土地活用と道路体系の整備により産業活動の活性化を促進します。

■産業地の開発整備による雇用を確保するとともに、若年層や子育て世代の勤労者の住居の受け皿を安定的に確保するため、定住支援に向けた住宅施策に努めます。

地区整備構想図



凡　例

拠点商業市街地	田園地区		本市を一体化する道路交通
商業複合市街地	住居系市街地誘導地区		公園緑地
沿道系市街地	工業系市街地誘導地区		河川
住宅市街地	新産業複合市街地誘導地区		小中学校
工業系市街地	商業と居住の再生地区		防災拠点（市役所・総合支所）
産業複合市街地	広域幹線道路		産業複合施設
市街地近郊地区（区域指定）	都市幹線道路		
田園居住地区（既存集落）	地域幹線道路		

菖蒲地区の整備方針

１．菖蒲地区の課題



■市街地では、少子高齢化に伴い商業が衰退しつつあります。一方で、国道 122 号バイパスの開通に伴い、郊外における商業施設の開発等により市街化が進展しています。今後、圏央道の全線開通を契機として地区全体の活力増進が求められます。

■地区内には圏央道の白岡菖蒲インターチェンジが開通し、圏央道休憩施設（パーキングエリア）の整備が完了したことから、地域資源として定着したラベンダー、あやめなど花のまちづくりや田園環境などを活用しながら観光交流を進めていくとともに、地域雇用を創出する産業の誘致や、田園と共生する定住環境を整備していくことが求められています。

■交通環境は、高齢社会に対応した人に優しい歩行空間や、久喜駅方面にアクセス可能な道路体系、公共交通機関の充実などが求められており、合併に伴う本市の一体化につながるような広域的な都市の交流環境を整えていくことが課題となっています。

■市街化調整区域の既存集落等においては合併処理浄化槽などの排水処理の整備・普及が課題となっています。また、地区内には豊かな農的資源が広がっていることから、河川や農業用水路などの機能を維持しつつ、水辺を活かした公園や遊歩道の整備など魅力ある環境づくりが望まれます。



2．まちづくりの目標

地域を象徴する歴史、受け継がれた美しい田園、そして交通環境整備の進展を的確にとらえ地域の個性を伸ばしていくため、人と自然が共生し、安全で豊かな文化・創造のまちづくりに取り組みます。

人と自然が共生　安全で豊かな文化・創造のまち

3．地区整備の方針

（1）歴史・文化や地域資源を生かした観光交流の推進

■菖蒲城趾あやめ園の休憩所や駐車場の整備などを行い、施設の充実に努めます。また、あやめ・ラベンダーなど花によるまちづくりの一環として、城趾を中心としたフラワーパークの整備や遊水池につながる遊歩道の整備等について取り組みます。



■圏央道休憩施設（パーキングエリア）の整備を契機として、これを活用した観光拠点の整備やスマートインターチェンジの設置等を促進するとともに、観光交流拠点と周辺道路体系との連携を図ります。

■菖蒲清掃センターに新たなごみ処理施設の建設を推進するとともに、新たなごみ処理施設と一体となった（仮称）本多静六記念 市民の森・緑の公園の整備を推進し、地域振興の拠点を創出します。

（2）生活利便を支え高齢社会に対応した交通体系の整備

■高齢社会に対応した市街地の道路体系を見直し、主要地方道川越栗橋線をはじめとして歩行者に優しい歩道の整備を促進するとともに、市街地の通過交通を安全に処理するため、道路整備・拡幅のほか、地域の実情に応じた交通規制を促進します。



■本市中心部（久喜駅方面）へのアクセスを充実するため、圏央道側道や主要地方道上尾久喜線バイパスなどの幹線道路体系の整備を推進します。

■主要地方道川越栗橋線（小林）の交差点改良や一般県道北根菖蒲線（新堀）の拡幅整備を促進します。また、主要地方道行田蓮田線の整備、一般県道下石戸上菖蒲線の整備を促進します。

（3）田園と共生し地域活性化に寄与する定住環境の創出

■地区住民の定住を支える生活・交流の中心として、菖蒲バスターミナル周辺を位置づけるとともに、既存市街地の環境改善を図り地区全体の活性化に取り組みます。

■既存集落等については田園景観に配慮し優良農地の保全を基本とした緩やかな開発を誘導し、開発にあたっては道路や排水などの都市基盤の整備を促進します。また、地域コミュニティ維持のため、栢間・小林地区において定住環境の整備を促進します。

■生活環境の改善と水資源の保全を図るため、公共下水道未整備区域の整備を推進するほか、合併浄化槽の導入を促進します。

（4）地域を支える産業・交流の活性化

■白岡菖蒲インターチェンジ周辺等に新たな産業拠点の整備を促進するとともに、企業等の誘致を図り地区住民、特に地区を担う若い世代のための地域雇用の創出に努めます。



■公共交通の充実のため、市内循環バスの必要に応じた路線等の検討を行うとともに、デマンド交通（くきまる）やくきふれあいタクシー（補助タク）の利用状況等を検証し、必要な見直しを行います。また、将来を見据えた地下鉄７号線や埼玉新都市交通伊奈線（ニューシャトル）の延伸構想について、長期的展望に立って取り組みます。

（5）農業基盤と農的資源を活用した環境整備

■土地改良施行済みの農地などの農業生産基盤の保全と活用を促進するため、農地における排水環境の改善や水害対策のための遊水池整備（小林地区）に取り組みます。また、栢間赤堀については、適正な管理を行うため、管理体制の検討に取り組みます



■見沼代用水を活かした水と緑のネットワークづくりや、栢間赤堀の水辺の遊歩道・サイクリングロードの整備に取り組みます。

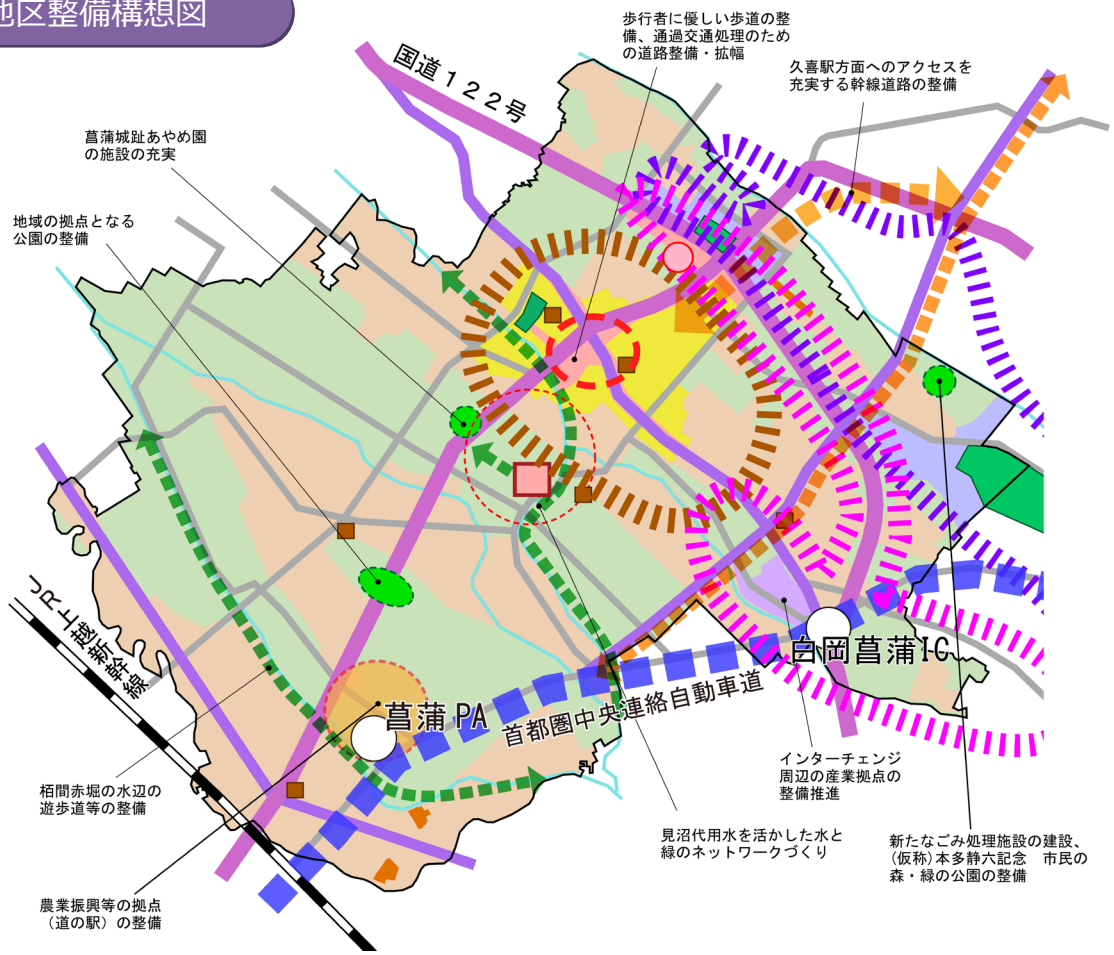
■遊水池等の資源を活かし、また、観光交流施設との連携を踏まえつつ総合運動公園の整備に努めます。

■農業の振興と地域の活性化を図るため、防災機能やスポーツ振興拠点としての機能を併せ持つ農業振興拠点（道の駅）の整備を推進します。

（6）公共施設等の適正管理と有効活用

■子どもの教育環境や通学条件等に配慮しつつ、学校の適正配置を検討します。

地区整備構想図



凡　例

	拠点商業市街地		田園地区		本市を一体化する道路交通
	商業複合市街地		住居系市街地誘導地区		観光交流施設
	沿道系市街地		工業系市街地誘導地区		公園緑地（現況）
	住宅市街地		新産業複合市街地誘導地区		公園緑地（構想）
	工業系市街地		商業と居住の再生地区		水と緑のネットワーク
	産業複合市街地		広域幹線道路		河川
	市街地近郊地区（区域指定）		都市幹線道路		小中学校
	田園居住地区（既存集落）		地域幹線道路		防災拠点（市役所・総合支所）
					バスターミナル

栗橋地区の整備方針

１．栗橋地区の課題



■栗橋地区は、利根川の自然や景観、関所跡などたくさんの歴史資源が存在することから、これらの固有の資源を活用しながら、人々が訪れる魅力ある交流拠点の確保などにより地域の活性化を進めていくことが求められています。

■地区住民の防災意識の向上はもとより、災害時の避難体制の整備や河川の排水機能の向上などの総合的な対策が重要な課題となっています。

■旧来から市街地が形成されてきた栗橋駅を中心とする住宅市街地と主にベッドタウンとして形成された南栗橋駅を中心とする住宅市街地とがあり、それぞれにおいてコミュニティが育まれてきました。いずれも多様な世代が定住できる快適な住環境を維持することが求められています。また、駅周辺等における生活利便性の確保、高齢社会に対応した公園や施設の充実、道路交通ネットワークの充実及び道路交通の安全性などを高めていくことが課題となっています。

■本市の一体的な交流と均衡のとれたまちづくりのため、久喜地区、鷲宮地区を結ぶ道路体系の整備が課題となっています。また、地区北西部において市街化への整備等により産業立地を誘導していくことが課題となっています。



２．まちづくりの目標

地域の歴史や資源を活かしながら、人が訪れる活気と魅力のあるまちづくり、災害に強い安心して生活できるまちづくりを目指します。

ひとが元気で訪れたくなるまち
歴史を感じさせる災害に強いまち

３．地区整備の方針

（１）駅を中心とした整備による街の活性化

■栗橋駅及び南栗橋駅周辺の土地活用を促進しつつ、駅を中心とした商業地と住宅地のバランスのとれた市街地の形成を図ります。



■栗橋駅東口周辺における自動車等の交通の円滑化を図るとともに、歩行者環境を整備するため、駅前広場や、一般県道栗橋停車場線の歩道等の整備を推進します。

■南栗橋８丁目及びその周辺を対象とした地区において、産官学の連携による次世代型のまちづくりに取り組むとともに、地区内の遊歩道及び公園をリニューアルすることにより美しい景観と快適な歩行空間を創出し、居心地が良く歩きたくなる地区の形成を図ります。



■駅周辺には行政サービスに加え、生活支援機能の充実に努めます。

（２）ひとが訪れる魅力ある環境づくりの推進

■街の歴史やかつての生活の営み・文化を感じられる街並み・まちづくりに取り組みます。地域の活用資源として、関所跡や鎌倉古道の保全・整備、水塚の移転を契機とした観光資源としての活用を含めた観光交流施設の整備等について取り組みます。



■利根川の自然環境と景観を保全しつつ、サイクリングロードなどの施設の活用を図ります。

■権現堂公園の整備・保全を促進するとともに、総合スポーツ公園や、栗橋駅西土地区画整理事業地内における計画的な公園整備など、市街地における憩い・交流の場として公園の整備を図ります。

■宝治戸池をはじめとする池沼の保全と環境整備を図ります。

■小学校跡地の有効活用について地域活性化のための環境整備の視点から検討を図ります。

（3）少子高齢化に対応したまちづくり

■高齢者の健康づくりのための環境整備として遊歩道や公園等の整備充実を図るとともに、高齢者の活動を支援する拠点づくり等に取り組みます。

■若年層の減少や流出を防ぐための定住環境の整備を図るとともに、防犯や交通安全など子どもたちが安心して通学できる環境の確保を図ります。

（4）活力と利便をもたらす都市基盤の整備

■主要地方道さいたま栗橋線等の沿道における産業ゾーンの整備を促進し、地域に活力と利便をもたらす新産業の立地誘導を図ります。

■地区内南北を結ぶ道路体系について検討し、地区南側に接する鷲宮地区との連携を図るとともに、本市の一体化を促す幹線道路の整備を推進します。



（5）災害に強い都市構造の確立

■集中豪雨等を想定し、排水機能の向上に努めるとともに、県等、河川管理者による中川等の河川整備を促進するなど治水対策に取り組みます。

■地域の歴史や旧日光街道宿場町の面影に配慮しながら、国の利根川堤防強化事業に取り組みます。

■震災に強い住宅市街地を形成するため、開発行為に際して地盤改良等を指導するなど、液状化に備えた市街地耐震化に取り組むとともに、学校施設の耐震強化を図ります。

■避難施設等の防災対策について見直し・整備を図るとともに、駅周辺等においては帰宅困難者対策などを含めた防災体制の整備に努めます。

■利根川堤防上に防災公園を整備し、地震等の災害時における一時的な避難場所を確保するとともに、同公園内において、水防活動の拠点となる機能や利根川の治水の歴史を学習できる機能などを備えた施設の整備を推進します。

堤防強化事業イメージ図





地区整備構想図



凡　例

	拠点商業市街地		田園地区		本市を一体化する道路交通
	商業複合市街地		住居系市街地誘導地区		公園緑地
	沿道系市街地		工業系市街地誘導地区		河川
	住宅市街地		新産業複合市街地誘導地区		小中学校
	工業系市街地		商業と居住の再生地区		防災拠点（市役所・総合支所）
	産業複合市街地		広域幹線道路		
	市街地近郊地区（区域指定）		都市幹線道路		
	田園居住地区（既存集落）		地域幹線道路		

鷲宮地区の整備方針

１．鷲宮地区の課題



■鷲宮地区は、鷲宮神社を地域資源とした街を形成していますが、近年は商店街の低迷など活力の低下が著しく、地域の活性化と魅力的な観光づくりなどが課題となっています。また、大学や高校の最寄り駅でもある鷲宮駅周辺の環境整備も求められています。

■道路・公園の安全性や防犯性、集中豪雨時の浸水被害などの都市の脆弱性について改善していくとともに、防災拠点を確保・充実していくことが課題となっています。

■東鷲宮駅周辺の市街地では、一団の住宅供給がなされ、街が成熟してきましたが、今後は高齢社会に対応した駅周辺や市街地のバリアフリー構造を向上させていく必要があります。

■地区を流れる河川については、地区住民に憩いと潤いを与える水辺や緑豊かな環境としていくため、コスモスふれあいロードなどを活用し、地区内外の観光資源とも結びついた健康的で快適な歩行者ネットワークを構築するなど環境整備の取組みを充実させていく必要があります。

■秩序ある市街地環境を形成するため、市街化区域に近接するような市街化調整区域では、開発行為の規制誘導を図っていく必要があります。また、道路は、都市計画道路未整備区間の整備のほか、久喜地区及び栗橋地区とともに本市の一体化を果たす路線の整備が課題となっています。



２．まちづくりの目標

生活者の目線でまちを感じることのできる、古い資源と新しい魅力が結びついたまちづくり、まちを歩くことに魅力と快適さを感じられるまちづくりにより、健康的で住みやすい地区を目指します。

住環境、健康志向、ひと目線の住みやすいまち

３．地区整備の方針

（１）鷲宮神社やコスモスふれあいロードを活かした魅力づくり

■鷲宮駅や鷲宮神社周辺の商業的な賑わいの創出を図るとともに、鷲宮神社に通じる商店街の歩道の整備など商工会と住民等の協力体制によるまち並みの整備に取り組みます。



■鷲宮神社からコスモスふれあいロードを通じて東鷲宮駅方面へ結ぶ遊歩道を健康の道づくりに位置づけます。さらに、沿道の環境整備を促進するとともに、コスモスふれあいロードにおいては休憩所や駐車場等の整備に取り組みます。

（２）駅周辺等の快適性や利便性を向上させる環境の整備

■鷲宮駅西口一帯の道路体系の整備を推進するとともに、これに合わせて、大学や高校の最寄り駅としての駅前環境の整備を図ります。また、学生に配慮した鷲宮駅前自転車駐輪場の整備に取り組みます。

■東鷲宮駅西口周辺において、商業施設等の立地を促進します。

■東鷲宮駅周辺におけるバリアフリー化を推進し、快適性・利便性の向上を図ります。

■東鷲宮駅から久喜駅方面へのアクセス道路の整備・改善を図ります。

■東鷲宮駅周辺の市民による農地の利活用（貸農園など）を促進します。

■東鷲宮駅東口において、子育て支援やコミュニティスペース等の機能の集積を図ります。

（3）健康的で安心できる災害に強いまちづくりの推進

■青毛堀川沿いの遊歩道整備等により魅力化を図るとともに、地区内の観光資源を結ぶサイクリングロードの整備を図ります。

■優良農地や屋敷林等の緑の保全を図るとともに、公共空間の緑化を推進し、緑ゆたかで健康的なまちづくりを図ります。

■弦代公園、沼井公園等の防犯性を高め、犯罪のない明るい公園づくりを図ります。また、犯罪抑止のため交番設置（鷲宮駅東口等）を促進します。

■通行量の多い幹線道路以外の道路（東鷲宮駅から久喜駅に向かうルート）や踏切（鷲宮駅付近）等において、安全施設の設置や交差点の改善を図ります。また、交通事故多発箇所を解消するとともに、歩行者空間においてはバリアフリー化に努めます。

■集中豪雨の際に効果的に排水可能な河川の整備を図り、青毛堀川は改修による治水対策を促進します。また、東鷲宮駅付近の鉄道アンダーパスなど、集中豪雨による道路の冠水対策を図ります。



■災害時の避難施設の整備・拡充を図るとともに、地域防災活動を統括する総合的な防災拠点の整備を図るため、現在の公園用地の活用を含め、防災機能を持った公園の適正な配置を図ります。

（4）計画的で秩序ある市街地及び道路の整備

■秩序ある都市環境を維持するため、道路及び排水条件など都市基盤の整備状況を考慮して、市街化区域に近接する市街化調整区域の都市計画法第 34 条第 11 号による区域指定を適宜見直し、開発にあたっての規制誘導を図ります。

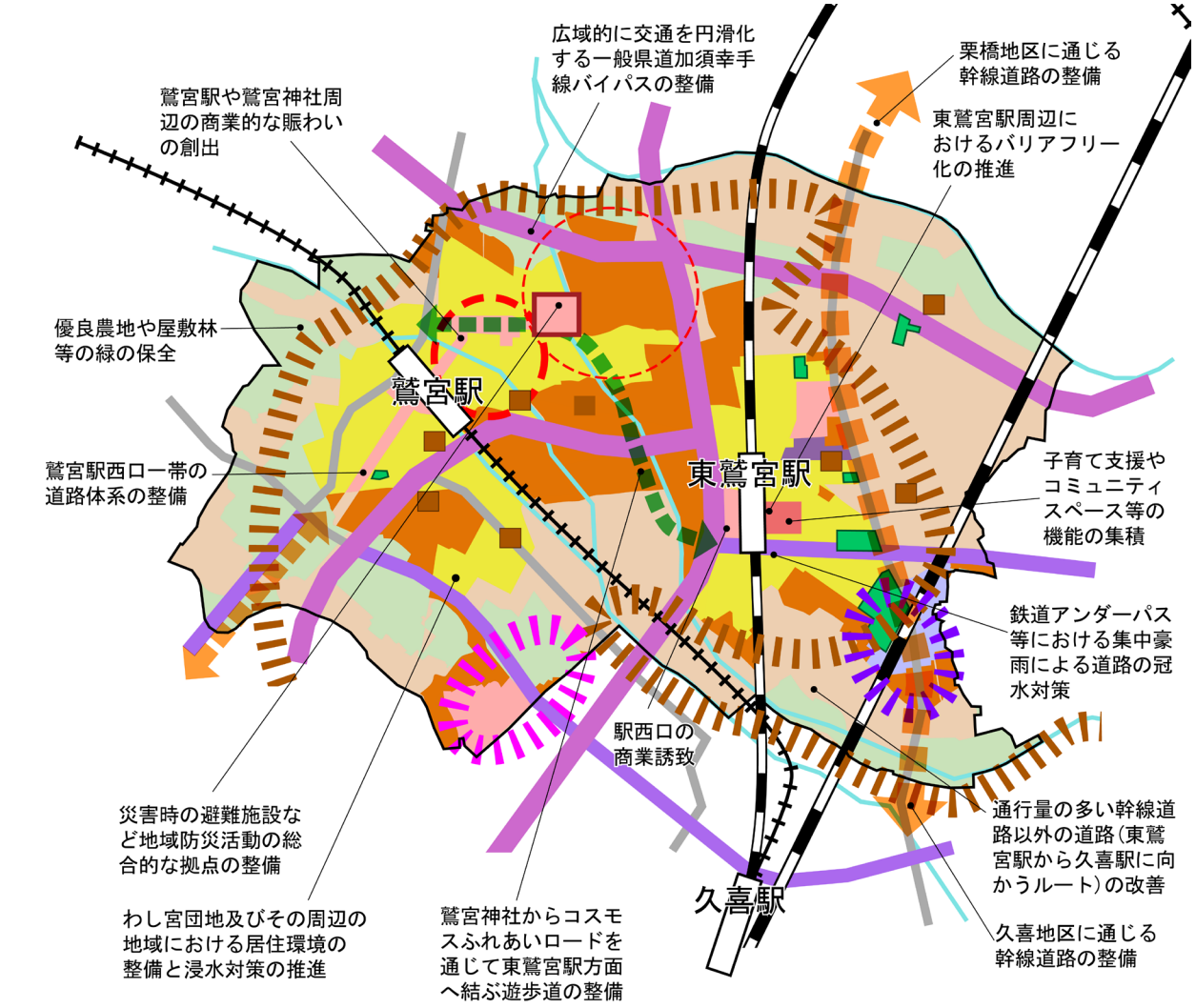
■地区内道路ネットワークのうち都市計画道路未整備区間の整備を推進するとともに、広域的な交通の円滑化を図るため、一般県道加須幸手線バイパスの整備を促進します。

■地区内から久喜地区、栗橋地区に通じる道路ネットワークを構築し、本市の一体化を促す幹線道路の整備を推進します。

■公共下水道の整備により、効率的な汚水処理及び雨水排水機能の向上を図ります。

■わし宮団地及びその周辺の地域において、賑わいや活力の創出に向け、良好な居住環境の整備に取り組みます。また、調整池の整備をはじめとした浸水対策を進めていくことにより、市街地の防災性の向上を図ります。

地区整備構想図



凡　例

	拠点商業市街地		田園地区		本市を一体化する道路交通
	商業複合市街地		住居系市街地誘導地区		公園緑地
	沿道系市街地		工業系市街地誘導地区		水と緑のネットワーク
	住宅市街地		新産業複合市街地誘導地区		河川
	工業系市街地		商業と居住の再生地区		小中学校
	産業複合市街地		広域幹線道路		防災拠点（市役所・総合支所）
	市街地近郊地区（区域指定）		都市幹線道路		
	田園居住地区（既存集落）		地域幹線道路		

第 4 章

実現に向けて

第４章　実現に向けて

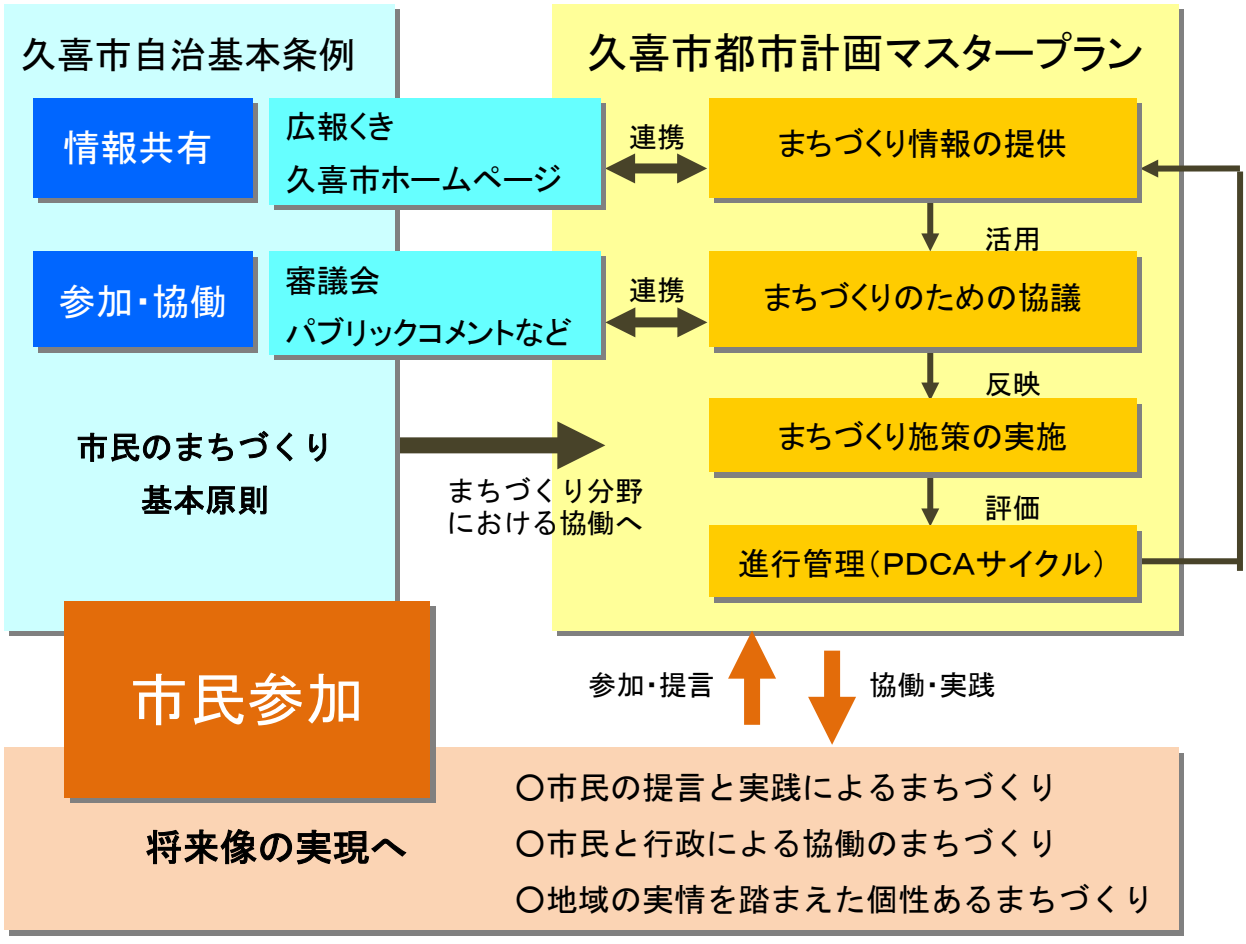
本マスタープラン第２章では、まちづくりの主役である市民との協働に向けて、「市民の力で魅力ある文化田園都市づくり」を基本理念として掲げました。

本市では、平成２２年３月に合併したことによる効果をまちづくりに活かしていくことが重要です。このため、旧１市３町のそれぞれの地区住民が「新しい久喜市民」として一体となってまちづくりに取り組んでいく姿勢や方策が求められます。

以上のことから、本マスタープランでは、「新しい久喜市民」のまちづくり基本原則である「久喜市自治基本条例」のもと、マスタープランの実現に向けた情報共有や参加・協働等を基本としたまちづくりを推進します。

なお、本マスタープランの推進にあたっては、社会情勢や上位・関連計画の見直しなどの変化に適切に対応していくための仕組みをつくります。また、本マスタープランは、目標年次が長期にわたることから、社会・経済情勢などの変化、地域のまちづくりの進捗や実情の変化などを踏まえ、今後のまちづくりの中で見直しを検討します。

（マスタープラン実現方策の概念）



（１）市民参加と協働のまちづくりを進めます

市民参加による協働のまちづくりを推進していくため、「久喜市自治基本条例」に基づいた「情報共有」と「参加・協働」等の取組みを基本として、地区住民と行政の連携によるまちづくりパートナーシップを確立します。

■「広報くき」や「久喜市ホームページ」などを通じて、行政関連計画やまちづくり関連情報を市民に提供することにより、まちづくりを進める際の、市民と行政による情報の共有化を図ります。

■「久喜市自治基本条例」に基づき、審議会等の会議の公開や委員の公募、パブリック・コメント（意見提出制度）による政策等の案の公表・意見聴取など、まちづくり行政への市民参加の機会を充実します。

（２）協働に向けた地域活動を支援します

まちづくりのパートナーである地区コミュニティ（自治会、住民活動団体ほか）による活動を促進するための支援を図るとともに、協働の仕組みの充実を目指します。

■住民活動団体を地区まちづくりの担い手として位置づけ、「まちづくりのための協議」の組織化を促進するため、活動に必要な人材の育成支援、活動に関する情報の提供等に努めます。

■住民と行政が互いにパートナーとして連携しながらまちづくりの課題を解決し、まちづくりの目的を達成するため、協働まちづくりの仕組みを充実します。そのため、マスタープラン地区別構想４地区（旧１市３町）とまちづくりに関係する各種行政機関の連携による協働体制の整備（地区まちづくりワークショップの継続的推進など）を図ります。

（３）市民の視点に立った都市行政を進めます

市民との協働によるまちづくりを進めるためには、市民の協力が得られ、市民から信頼される行政運営が必要です。このため、限られた人員と財源において、住民ニーズに応じた効果的なまちづくり施策を実施するとともに、成果指標を用いて施策や計画の進行管理に努めます。

■市民意識調査や、地区住民との各種懇談会などを通じて、まちづくりに対する住民ニーズやまちづくり施策に対する住民評価の把握に努め、まちづくり事業の見直し、新たなまちづくり施策の立案、さらに中長期的にはマスタープランの見直しに反映します。

■「久喜市総合振興計画」の進行管理と連携を図りながら、行政評価制度を活用した「ＰＤＣＡサイクル」（Plan-Do-Check-Action）に基づく進行管理の仕組みをまちづくり施策の分野においても活用し、都市行政を計画的・効果的に推進します。

資 料 編

資 料 編

1 都市計画マスタープランの策定体制

（１）都市計画マスタープラン策定委員会

（久喜市都市計画マスタープラン策定委員会委員名簿）

職　名	氏　名	選任区分
会　長	吉　岡　正　道	学識経験者
副会長	根　岸　一　男	学識経験者
委　員	青　木　　茂	公募による市民
〃	稲　垣　雄　二	公募による市民
〃	稲　生　光　昭	公募による市民
〃	襟　川　雅　和	学識経験者
〃	坂　居　花　子	学識経験者
〃	坂　田　幸　江	学識経験者
〃	佐　藤　和　雄	公募による市民
〃	佐　藤　敏　江	公募による市民
〃	敷　樋　英　夫	公募による市民
〃	篠　原　ヒサ子	公共的団体の役職員
〃	鈴　木　守　男	公共的団体の役職員
〃	津　田　冨喜子	公募による市民
〃	坪　井　　茂	公共的団体の役職員
〃	飛　澤　邦　松	執行機関の委員
〃	冨　田　伯　枝	執行機関の委員
〃	番　場　　篤	公共的団体の役職員
〃	堀　越　英　樹	公募による市民
〃	三　角　あい子	公共的団体の役職員

委員は 50 音順

（２）地区別まちづくりワークショップ

（久喜地区まちづくりワークショップ委員名簿）

職　名	氏　名	居住地区
久喜地区代表	飛　澤　邦　松	久喜地区
地区委員	稲　垣　雄　二	〃
〃	鈴　木　守　男	〃
〃	津　田　冨喜子	〃
〃	番　場　　篤	栗橋地区
〃	坂　居　花　子	鷲宮地区
〃	川　瀬　秀　夫	久喜地区
〃	岡　安　崇　史	〃
〃	戸賀崎　正　道	〃
〃	栗　田　延　利	〃
〃	大　塚　典　子	〃
〃	小野寺　善　昭	〃

（菖蒲地区まちづくりワークショップ委員名簿）

職　名	氏　名	居住地区
菖蒲地区代表	坪　井　　茂	菖蒲地区
地区委員	稲　生　光　昭	〃
〃	敷　樋　英　夫	〃
〃	三　角　あい子	〃
〃	根　岸　一　男	久喜地区
〃	関　口　友　永	菖蒲地区
〃	鎌　田　勝　美	〃
〃	小　山　康　弘	〃
〃	岩　崎　嗣　雄	〃
〃	敷　樋　　壽	〃
〃	飯　島　照　郎	〃
〃	大　熊　一　郎	〃
〃	織　原　安　良	〃
〃	関　根　文　雄	〃
〃	島　村　志美子	〃

（栗橋地区まちづくりワークショップ委員名簿）

職　名	氏　名	居住地区
栗橋地区代表	堀　越　英　樹	栗橋地区
地区委員	坂　田　幸　江	〃
〃	佐　藤　和　雄	〃
〃	冨　田　伯　枝	久喜地区
〃	渡　辺　律　子	栗橋地区
〃	松　沼　精　治	〃
〃	北　島　一　則	〃
〃	大　谷　宥　仁	〃
〃	新　井　勝　雄	〃

（鷲宮地区まちづくりワークショップ委員名簿）

職　名	氏　名	居住地区
鷲宮地区代表	青　木　　茂	鷲宮地区
地区委員	篠　原　ヒサ子	〃
〃	佐　藤　敏　江	〃
〃	襟　川　雅　和	久喜地区
〃	米　良　哲　美	鷲宮地区
〃	金　子　悦　郎	〃
〃	栗　原　民　子	〃
〃	染　谷　文　夫	〃
〃	鈴　木　裕　康	久喜地区
〃	巻　島　芳　子	鷲宮地区

2 策定経過

会　議　名	開　催　日	議　題　等
第１回策定委員会	平成 22 年 11 月 10 日（水）	・都市計画マスタープランの概要について ・市民意向調査について
市内視察	平成 23 年　2 月 26 日（土）	
第２回策定委員会	平成 23 年　3 月　1 日（火）	・市内の現状と課題の抽出 ・新市基本計画について
第３回策定委員会	平成 23 年　5 月 23 日（月）	・全体構想について ・部門別構想について
第４回策定委員会	平成 23 年　6 月 27 日（月）	・グループ別ＳＷＯＴ分析 ・地区別の住民参加方策について
第５回策定委員会	平成 23 年　8 月 18 日（木）	・分野別方針の補足検討 ・地区別構想の検討方法について
地区別まちづくり ワークショップ 久喜地区 菖蒲地区 栗橋地区 鷲宮地区	平成 23 年　8 月～11 月 ※中間発表（４地区合同） 10 月 15 日（土）	・地区別　まちづくりのテーマと提言
東京理科大学 特別講義	平成 23 年 11 月 16 日（水）	・都市づくりの４つの分野とＳＷＯＴ分析について
第６回策定委員会	平成 23 年 12 月 13 日（火）	・全体構想について ・地区別構想について
第７回策定委員会	平成 24 年　2 月 29 日（水）	・都市計画マスタープラン（素案）について
第８回策定委員会	平成 24 年　3 月 29 日（木）	・都市計画マスタープラン（素案）について
第９回策定委員会	平成 24 年　8 月 21 日（火）	・パブリックコメントについて ・都市計画マスタープラン（案）について
第 10 回策定委員会	平成 24 年　9 月　8 日（土）	・パブリックコメントについて ・都市計画マスタープラン（案）について
第 11 回策定委員会	平成 24 年　9 月 24 日（金）	・都市計画マスタープラン　答申

3 用語解説

あ行

駅周辺

駅を降りたって見渡すことのできる範囲、時間をかけずに徒歩でめぐることのできる範囲をいう。駅があることによって多方向からの歩行者や交通機関の往来が発生することから、公共的な空間の広がりや建築物など機能の集積が一定程度みられる範囲をいう。

か行

開発ポテンシャル

都市開発に関して潜在的に持っている可能性や、開発可能性からみた将来的な展望のこと。また、ある地域における地域経済動向から開発ニーズが伸びつつある状況をいう。

環境共生住宅

環境への負荷の低減と自然とのふれあいをコンセプトとし、省エネルギー、水循環、緑化、人間以外の生物への配慮、適切な廃棄物の処理など、地球環境への配慮がなされた住宅。

既存の集落

市街化調整区域内において、おおむね50以上の建築物が50メートルの間隔で立ち並んでいる地域を、市長が指定をする区域であり、分家住宅や小規模な店舗等(※)を建築する事が可能。

※延床面積 150 平方メートル以内の日用品の販売店舗

行政評価制度

行政が実施する施策や事務事業について、その有効性や効率性などを客観的な数値を用いて評価し、その結果を行政運営の改善につなげていく制度。

協働

市民と市が、相互の尊重と対等な関係のもとで、それぞれの役割及び責任によって公共的な課題の解決に当たること。

クリーンエネルギー自動車

石油系燃料(ガソリンや軽油など)の代わりに、電気・天然ガス・メタノールなどを動力源として利用することにより、排気ガスを排出しないか、排出が少ない自動車。

国勢調査

国が行政の基礎資料を得るために、人口およびそれに関連する諸種の事項について、全国一斉に行う調査。5 年ごとに調査が実施される。

コミュニティ道路

自動車の通行を主たる目的とはしない、住宅地の道路整備手法のひとつ。歩行者の安全性の確保や快適性の向上を目的に、近隣住民の通行と交流に配慮した道路のこと。

コミュニティビジネス

地域の課題を解決するために、地域にある資源を活用して取り組む地域密着型で住民主体の事業活動。福祉や医療、教育、環境、まちづくり、安全、観光交流、文化芸術、スポーツなど事業分野は多岐にわたる。

コンポスト

生ごみ・落ち葉や下水汚泥などを発酵腐熟させて堆肥化した肥料のこと。

さ行

市街化区域

都市計画法で定められた、市街地として積極的に開発・整備する区域をいう。既に市街地を形成している区域、及びおおむね10年以内に優先的かつ計画的に市街化を図るべき区域などからなる。

市街化調整区域

都市計画法で定められた、市街地を抑制すべき区域をいう。市街化調整区域内では、原則として開発は許されず、市街化を促進する都市施設は定めないものとされている。

資源循環

人が関わる各種の生産消費行動において、廃棄物の発生を抑え、あるいは、廃棄物の回収等により再生利用や再資源化されることにより、資源の利用価値を持続化する仕組みのこと。

指定管理者

指定管理者制度のもと、地方公共団体から公の施設の管理を任される団体のこと。条例で定められた手続きを経て選任され、株式会社や NPO 法人など民間事業者も指定を受けることができる。

指定管理者制度

自治体が設置する公の施設について、管理・運営を民間事業者に委託することができる制度。公の施設の管理・運営に民間のノウハウを導入することで、効率的かつ柔軟な運営が可能となる。

新市基本計画

久喜市・菖蒲町・栗橋町・鷲宮町の旧1市3町の合併により誕生した新久喜市が、埼玉県東北部の中心都市として発展していくための新しいまちづくりの方向性を実現するための取組みを提案した計画。

自治基本条例

久喜市の自治のあり方を定めた条例。まちづくりの基本的な考え方や進め方をはじめ、市民の皆さんと市がお互いに協力していくためのルールなど、市政運営の基本原則と具体的な仕組みについて明らかにしたもの。

た行

デマンド交通

利用登録をした人が、電話等の予約により、自宅等から目的地、目的地から自宅等まで、乗り合いにより移動する運行形態の輸送サービスのこと。

な行

農業集落排水

農業用排水路の水質保全や機能維持と農村の生活環境の改善を目的とした農業集落の排水施設。農業集落におけるし尿、生活雑排水などの汚水、汚泥又は雨水を処理する施設。

は行

ハイウェイオアシス

高速道路の一部のサービスエリアあるいはパーキングエリアに接続している、道路区域外の都市公園や地域振興施設などの呼称。高速道路の料金所を出ることなく、隣接する施設を利用できる。

ハザードマップ

自然災害をはじめとした災害や被害を予測し、その被害の種類・規模・範囲などを図化したもの。危険箇所や事故・犯罪等の発生状況を示したものをいう。

パブリックコメント

基本的な政策等を策定する場合に、事前にその案を公表し、市民から意見を聴いて、これらの意見を踏まえて最終的な意思決定を行い、意見に対する市の考え方を公表していく一連の手続き。

ＰＤＣＡサイクル

計画策定（Plan）→施策実施（Do）→評価検証（Check）→見直し（Action）の評価サイクルによる、施策の進行管理手法。

ポケットパーク

道路脇や街区内の空き地などわずかな土地を利用した小さな公園または休憩所のこと。

ま行

街

本来は、多くの人々が行き交う道、また、その道を含む一帯を意味する。現代の駅前中心市街地のように商店が立ち並び、多くの市民が集う活力ある都市の空間をいう。

まち

「街」を含め、都市において人々が暮らし様々に活動する、都市の一部をなす区域あるいは一定の空間のことをいう。そのような区域・空間を整備・保全、あるいは新たに開発する取組みを総じて「まちづくり」と呼ぶ。

や行

ユニバーサルデザイン

障がいのある人や高齢者、男女等の違いを超えて、全ての人にとって暮らしやすいまち、環境をつくっていこうとする考え方。バリアフリー（障がいを取り除く）を行うだけでなく、はじめから誰もが利用しやすいものを作っていこうとするもの。

わ行

ワークショップ

本来、作業場や工房を意味する。参加者が経験や作業を披露したり、意見交換などをしながら、自らの知識や技術を伸ばすための場を意味することが多い。まちづくりにおいては、参加者の意見や提案を共同でまとめ上げることにより、一定の方向に導く作業のことを言う。

数字

11 号区域

市街化調整区域内の既存の集落において、農業振興地域内の農用地区域や甲種・一種農地、集団農地などを除き、一定の道路や排水先が存在する区域について、市長が指定をする区域であり、居住の用に供する一戸建ての住宅（賃貸の用に供するものを除く。）を建築することが可能。



【表紙の写真について】

市役所屋上から久喜駅方面に向けて撮影した市内の風景です。

【各ロゴについて】

“提灯”は久喜地区の提灯祭りをイメージしています。

“あやめ”は菖蒲地区のあやめをイメージしています。

“川と橋”は栗橋地区の利根川をイメージしています。

“鳥居”は鷲宮地区の鷲宮神社をイメージしています。

久喜市都市計画マスタープラン

平成２５年３月策定　　平成２７年１２月改定　　令和４年１２月改定

発　　行	久喜市
編　　集	久喜市 建設部 都市計画課
住　　所	〒346-8501 埼玉県久喜市下早見 85-3
電　　話	0480-22-1111（代表）
Ｅ－ＭＡＩＬ	toshikeikaku@city.kuki.lg.jp
Ｕ　Ｒ　Ｌ	http://www.city.kuki.lg.jp



久喜市
KUKI